西東京市公園配置計画（案）

平成 29 年度

西東京市

目次

序章　公園配置計画の策定にあたって　1

序.1　計画の策定にあたって（３つの視点と方向性）　2

序.2　市のこれまでの取り組み　6

序.3　計画の基本的な考え方　17

第１章　公園配置計画の目的　19

1.1　計画の目的　20

1.2　計画の検討の体制　21

1.3　計画の検討の流れ　22

1.4　計画書の構成　23

第２章　現状と課題　25

2.1　公園の現状と課題　26

2.2　公園実態調査で分かったこと　27

2.3　現状と課題のまとめ　29

第３章　「健康」応援都市における公園づくり　31

3.1　「健康」応援都市における公園づくりの方針一覧　34

3.2　「健康」応援都市における公園づくりの内容　36

基本方針①：大きな公園は個性を活かしたリニューアルをしよう　36

基本方針②：公園空白地区には新たな公園を設置しよう　41

基本方針③：老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう　50

基本方針④：市民や民間と協働して公園づくりを進めよう　54

基本方針⑤：小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう　60

基本方針⑥：財源の確保の方法を工夫しよう　64

3.3　「健康」応援都市における公園づくりのまとめ　71

第４章　市民協働による小規模公園・緑地活用のアイデア　73
4.1　小規模公園・緑地を活用したライフスタイルとは　74
4.2　小規模公園・緑地活用の方法　75
4.3　小規模公園・緑地活用のアイデア　76
4.4　実現に向けた市民のアクション　81

第５章　公園配置のビジョン　83
5.1　公園配置のビジョン　84
5.2　公園づくりで「健康」に　86

資料編
1　公園配置計画策定のフロー
2　公園市民懇談会の記録
3　市民ワークショップの記録

序章　公園配置計画の策定にあたって

序章 公園配置計画の策定にあたって

序-1　計画の策定にあたって（3 つの視点と方向性）

公園をめぐる背景

西東京市は、都内各市と比較すると市立公園の総面積は中位（ただし、一人あたりの公園面積は、東京多摩 26 市中 25 位）ですが、公園数が 267 箇所（平成 29 年 12 月末時点）と多く、小さな公園が分散して設置されています。地域によって公園が充実している地区と公園が少ない地区もあるなど地域格差が課題となっています。また、人口減少・少子高齢化の進行、市民要望の多様化等により公園を取り巻く状況も様変わりしています。

他方、市の財政状況は、引き続き厳しい状況が続くものと考えられ、今後も増加が見込まれる行政需要に対応するため、これまで以上に財政のスリム化・効率化を図り、計画的で適正な行政サービスを検討し、健全で持続可能な自治体経営を目指していく必要があります。

このような状況や多様化する市民要望を踏まえ、公園施設の有効活用やその充実、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備を視野に入れつつ、財源確保の方策や公園の統廃合なども考慮した公園配置計画の策定が求められています。

国土交通省が平成 28 年 5 月にとりまとめた「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ）」において、次の様に示されています。

【国土交通省「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」抜粋】

●新たなスケージの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき３つの観点

（１）ストック効果をより高める

（２）民との連携を加速する

（３）都市公園を一層柔軟に使いこなす

●今後の緑とオープンスペース政策において、重点的に推進すべき３つの戦略

１．緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

- 緑とオープンスペースの都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮して都市のリノベーションを推進すべき
- 緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進し、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化等を推進

２．より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメント

- 都市公園をより柔軟に使いこなして、都市の様々な課題の解決のためにその多様な機能性を発揮すべき
- 具体的には、まちの魅力、価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園整備、民間事業者による収益施設の設置推進と公園の質の向上への還元等を推進

３．民との効果的な連携のための仕組みの充実

- 上記１.２.を行政、市民、民間事業者等各主体がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべき
- 具体的には、多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・視える化する仕組みの創設等を推進

この方針を受けて、より実現性を高めるため都市公園法等の一部を改正する法律が平成29年６月に施行されました。

その都市公園法の改正の中では、民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進するため、公募型設置管理制度（Park-PFI）の創設が盛り込まれ、

公募で選定された事業者には、収益を公園整備に還元することを条件に都市公園法の特例措置が得られることになりました。例えば設置管理許可の期間の延長や、建蔽率の緩和など、民間事業者が長期的視野での投資や経営が可能になることで、参入しやすい条件が示されています。これにより、公園管理者の財政負担が軽減されたり、利用者にとってはサービスが充実するなどのメリットが生まれます。

また、東京都においても「都立公園の多面的な利用の推進方策について」の答申おいて同様の内容が示されています。

３つの視点と方向性

このような公園を取り巻く時代の潮流や市の情勢を踏まえ、関連する上位計画の方針を反映し、計画の策定に向けて、前提とすべき３つの視点及び３つの方向性を整理しました(図０.1)。

＜３つの視点＞

1. 「健康」応援都市における公園づくりについて

西東京市は「健康」応援都市の実現を総合戦略の基軸に据えており、公園づくりにおいてもこの視点が重要です。

2. 公園の活用について

西東京市の公園は、公園数が多く、さらに小規模な公園が多いなど、課題も多く、市民に親しみを持って、活用される公園づくりの視点が必要です。

3. 公園整備・維持管理における財源確保について

公園における施策を行っていくためには、財源が必要です。維持管理経費の抑制やみどり基金の活用範囲も検討しながら、開発事業に伴う金銭納付、民間の活力の活用なども含め、財源確保についての視点が必要です。

＜３つの方向性＞

1. 公園の適正配置について

「健康」応援都市の実現を目指し、野外活動、運動、レクリエーション、健康づくりやみどりの保全、防災など公園の様々な機能を踏まえ、地域に偏りなく適切に配置されている状態が望ましい公園の在り方です。

そのために、公園の有効活用、公園整備における財源の確保を考慮しながら、公園をどのように整備し適切に配置していくのかを検討する必要があります。

2. 地域コミュニティの醸成について

公園は行政が設置し、市民がそれを受動的に利用するだけでなく、市民が主体的に活動する公園ボランティアの活動などを踏まえ、公園を地域のコミュニティを醸成する拠点として、育成に努めることで、心身の健康の維持・増進、公園の有効活用と維持管理経費の抑制について検討する必要があります。

3. 公園ボランティアや民間の活力の活用について

公園ボランティアは、公園の維持管理や様々なイベントに取り組んでおり、さらに、平成 28 年度より西東京いこいの森公園を含む約 50 公園の管理を指定管理者の管理として新たな管理形態を導入しました。維持管理経費の抑制や「健康」応援都市における市民サービスの向上を目指し、民間活力を活用する手法や指定管理者制度も含め様々な民間活用のための取り組みについて検討していきます。

図 0.1 視点および方向性

序-2　市のこれまでの取り組み

序-2-1 民間活力の活用

市では、平成 28 年度より西東京いこいの森公園（約 44,000 ㎡、地区公園）を拠点に、周辺の約 50 公園に指定管理者制度を導入し、民間活力の活用に取り組んでいます。

民間能力を最大限に活用するために、民間の柔軟な発想・企画力を活かせる仕組みづくりを行うとともに、営利事業の実施も可能としています。また、指定管理者による市民協働事業の積極的な推進を目指し、市民協働担当を配置しています（資料 0.1 参照）。

具体的な活動として、独自のホームページの開設による PR の推進、さまざまな独自のイベント（自主事業）の開催、既往の市民活動団体との共同事業など積極的な活動・運営を行って頂いており、市も市民協働担当を中心にその活動をサポートしているところです

パークリビングカフェの様子（自主事業）

手ぶらバーベキューサービス（自主事業）

パークヨガ（自主事業）

西東京プレーパークキャラバン
（市民団体との協働事業）

1.管理業務に関する基本的事項

（1）市立公園の管理業務を行うにあたっての基本的考え方と重視する視点

西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園（以下、「いこいの森公園等」という。）は、市民福祉の増進に寄与することを目的に設置された公共施設です。私たちは、「いこいの森公園等」を、西東京市のみどりの将来像である『みどりに包まれたまち「西東京」』を実現するまちづくりの拠点として位置づけ、各公園の特性を最大限に活かした協働型のパークマネジメントを実践することで、地域に愛され、市民の暮らしの質を高める公園づくりを進めます。また、指定管理者の基本的役割として法令を遵守し、公園利用の公平平等を確保し、西東京市第二次基本構想など、上位計画等との整合をはかりつつ、安全で快適、市民ニーズに沿った公園づくりを実現します。

【基本的考え方】
地域の拠点として愛され、市民協働で育まれる公園づくり

私たちは、「いこいの森公園等」の管理運営を通して、西東京市が抱えるまちづくりの課題の克服に寄与し、理想のまちづくりを実現するために、次に示す5つの視点を重視します。

・都市開発によりみどりが年々減少する傾向にある	みどりの保全 ・貴重なみどりの保全、育成、継承 ・生物多様性の確保と継承
・自治会、町内会などの地縁組織やその活動が衰退傾向にある ・共助の機能やしくみの弱体化 ・地域が抱える課題の多様化（地域福祉の推進、子供の見守り等） ・さらなる NPO や市民団体による活動が求められる	地域コミュニティの再構築 ・公園ボランティアの育成 ・市民協働に関する相談業務の充実 ・コミュニティーガーデン事業の推進 市民協働によるまちづくり ・公園を拠点に市民参加の機会を提供
・公助だけではない防災対策の推進	防災対策の推進 ・地域ぐるみで自助や共助による防災対策の推進
・高齢化率が平成 35 年に 25.4%に達する予測 ・14 歳以下の年少人口が平成 35 年には 14%減	少子高齢化への対応 ・誰もが安心して暮らせる環境の整備 ・子ども、高齢者に手厚い運営
・生産活動の落ち込みによる生活や雇用への影響 ・市内の魅力的資源の活用	地域経済の活性化、まちの魅力向上 ・地域経済の活性化への寄与 ・市内の価値（ひと・もの）の市内外への積極的なアピール

（2）貴団体のノウハウを活用した業務展開

私たちは、安定した公園管理と社会的・地域的ニーズに柔軟に対応できるコンソーシアムです。基本的考え方を実現するために、各構成員の持つ専門性を活かすとともに、コンソーシアムのメリットが最大限発揮できるよう、実績豊富な代表企業がトータルコーディネートします。

代表団体：西武造園㈱
- トータルマネジメントによる高品質な管理運営
- グループの地盤力とネットワーク

地元に根ざした、機動力のあるコンソーシアム

構成団体：NPO法人 NPO birth
- 生物多様性の向上
- 環境学習
- 地域連携推進
- ボランティア支援

構成団体：㈱尾林造園
- 植栽管理
- 地元ネットワーク
- 緊急時対応

2.管理業務に関する事業計画

（1）公園の運営管理・維持管理についての基本方針

私たちは、先に示した「いこいの森公園等」の管理業務の基本的な考え方である「地域の拠点として愛され、市民協働で育まれる公園づくり」を基軸に、それぞれの公園の立地特性と公園に期待される多様な機能と役割を踏まえ、次に掲げる基本方針のもとに公園の運営管理・維持管理を実施します。

1．安全・安心を第一にする公園管理

2．効果的・効率的な維持管理

3．市民や地域と共に育てる公園管理

4．市民の立場にたち、市民満足度を向上させる公園管理

5．公園の潜在能力をフル活用した魅力ある公園管理

西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺

（2）事故及び自然災害の被害等を未然に防ぐための安全対策、発生時の対応

■危機管理体制・利用者の安全対策への取組み
■事故の未然防止と安全対策
■事故発生時の対応
■自然災害の未然防止と安全対策
■自然災害発生時の対応
■地震・気象災害等への対応
■感染症の未然防止と安全対策
■感染症発生時の対応

（3）利用者、近隣住民の苦情対応等及び要望の把握方法と業務への反映方法

■基本的考え方
①相手の意見をよく聞き事実を確認する
②よく話し合う
③公園の運営に反映する
■利用者要望の反映と仕組み

（4）維持管理を適切に行うための具体的な取組と管理計画

（5）遊具や植栽地管理、公園施設（電気設備その他設備の保守管理も含む）の維持管理、補修及び施設改良要望に対する具体的な取組内容

■遊具
・徹底した日常点検による不備･不良の早期発見
■植栽地管理
効率的・効果的なメリハリのある維持管理の実施
・自然樹形を基本とした、安全・安心な樹木管理
・効率的･柔軟な維持管理
・花による見どころづくり
①ハンカチの木プロジェクト
②西東京市の花の開花リレー
・生物多様性を踏まえた適切な維持管理
■公園施設
・関係法令規程に基づく維持管理
・施設の長寿命化
■補修及び施設改良要望への取組み

（6）市民サービスの向上の具体的な取組

多様なサービスの提供と利用者満足度の向上への取組み
■重点的な清掃の実施
■子育て応援サービス
■自動販売機の増設
■開かれた管理センター
■便利グッズの貸出しサービス
■有料駐車場のサービス向上

（7）公園の魅力向上と利用促進を図るための自主事業等の基本方針

多様な市民ニーズと市の掲げる企画事業ポリシー（利便性の向上、協働の推進、みどりの保全意識の向上、健康づくり）に基づく自主事業の積極的な展開

（8）市民協働の推進への具体的な取組

■ボランティアのスキルアップ機会の創出
■公園管理協力会員、市のボランティア養成活動との連携
■コミュニティガーデン事業の推進

3. 人員配置計画等

（1）人員配置の基本的な考え方、管理水準の確保と役割分担及び連絡体制

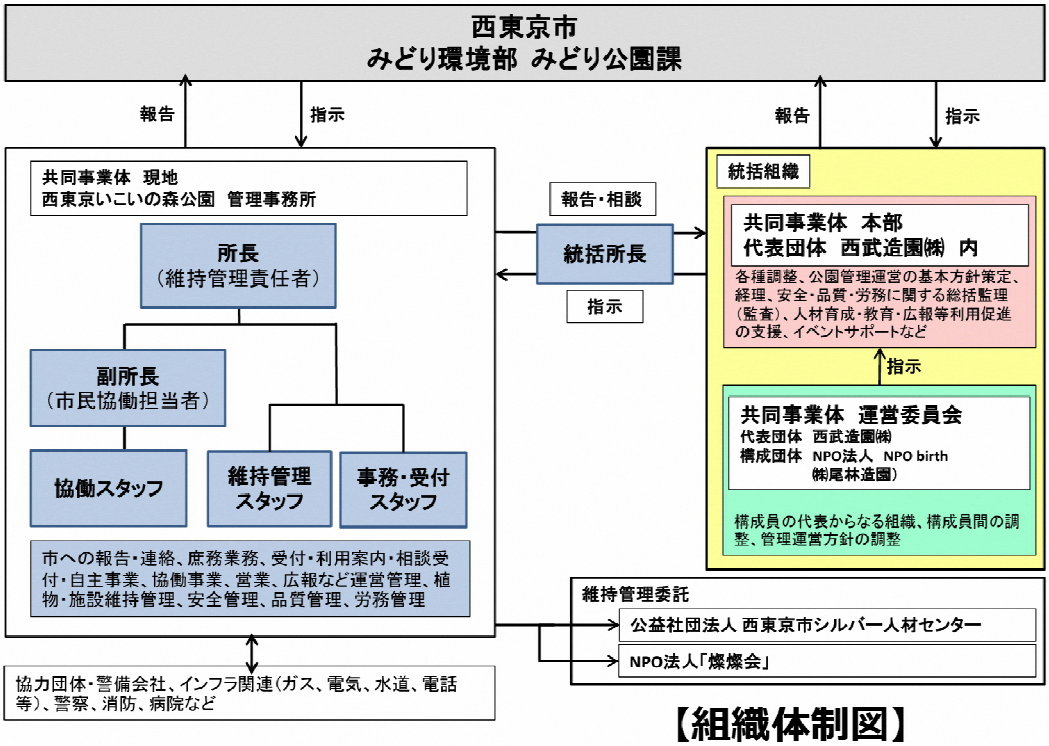

【組織体制図】

（2）適切な管理業務を行うための人材の確保と職員の技術・能力向上への取組

■時代の変化に対応した公園管理を柔軟に進めていく人材の確保
■資格･実績を兼ね備えた人材の確保
■特定非営利活動法人「燦燦会」、西東京市シルバー人材センター、市内事業者の活用

（3）責任者及び市民協働担当者の経歴

■責任者
■市民協働担当者

（4）収支計画の基本的な考え方

■自主事業収入での収益の増加と、利益の一部の還元
■管理経費削減の推進と、外部委託費の抑制

（5）団体の概要
（6）各団体の役割分担の概要
（7）団体の財務状況の概況

序-2-2 市民協働の取り組み

市では、これまでに市民協働の取り組みを積極的に推進してきました。計画の策定においても、これまでの成果を基に取り組んでいます。主なものを以下の①～⑧に挙げます。

① 自立した公園ボランティア組織の育成

みどり公園課内に市民協働担当職員を設置し、自立した公園ボランティア組織の育成に取り組んでいます。現状の公園管理協力会員は約 900 人です（平成 29 年 12 月現在・表 2.1）。

② 官民が連携した市民協働の推進

市民協働推進型の指定管理者制度を導入しています。指定管理者内に配置されている市民協働担当とみどり公園課職員である市民協働担当が連携し、市民協働を推進しています。

③ 西原自然公園の取り組み

西原自然公園（約 20,000 ㎡　都市緑地）では、雑木林の若返り事業の推進、樹木の更新等を行っています。また、公園ボランティアが主体となりイベントの実施や樹木の更新等を行っています。

④ 花いっぱい運動及び市民主体の公園づくり

・公園ボランティアによる公園花壇の維持管理
・公園ボランティア養成講座（コミュニティーガーデナー養成講座）を公園ボランティアと連携して実施
・市民主体のオープンガーデン
・コミュニティガーデンガイドマップの作成
・小規模緑地、公園におけるコミュニティガーデン事業の推進

【事例】　保谷町ローズガーデン（約 280 ㎡）
開発事業に伴い整備された提供公園を活用したバラ中心の小園。市民がデザインを行い、バラを植栽しました。市民主体で公園の維持管理を行っています。

⑤ みどりの散策マップの作成

市内のみどりの再発見を目的に、市民主体でみどりの散策マップを作成しました。また、散策マップを活用し、市民協働によるみどりの散策路めぐりを実施しました（年 4 回開催し、各回 50～60 名の市民が参加）。

⑥ 公園整備における市民協働の取り組み

ひばりが丘さくらの道公園において、設計段階から市民懇談会やワークショップを行いながら、市民協働で整備内容を検討しました。

⑦ 「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を市内のボランティア団体が連続受賞

・第 25 回　西原自然公園を育成する会
・第 26 回　西東京自然を見つめる会
・第 27 回　ＮＰＯ法人西東京花の会

⑧ 公園実態調査の実施

平成 28 年度に実施した公園実態調査（以下「公園実態調査」という。）は、市民ワークショップを通して、参加者とともに市内の 49 公園を対象に実施しました。その内容は序-2-3 に示しています。また、調査結果は第 2 章に示しています。

表 2.1 公園管理協力会員一覧

No.	地　域	公　園　名	ボランティア団体名等
1	泉町	泉町上宿公園	いずみ年輪クラブ
2	泉町	泉町きつつき公園	いずみ年輪クラブ、西東京花の会
3	泉町	泉町第一児童遊園	いずみ年輪クラブ、西東京花の会
4	泉町	泉町第三公園	いずみ年輪クラブ
5	泉町	泉町第二児童遊園	いずみ年輪クラブ
6	北原町	北原一丁目第１緑地	個人
7	北原町	北原三丁目第１公園	個人
8	北原町	北原第一公園	個人
9	北町	北宮ノ脇公園	北町フレンド会
10	北町	青嵐台公園	西東京花の会
11	北町	北町坊が谷戸公園	西東京花の会
12	北町	北町五丁目児童遊園	個人
13	栄町	南入公園	西東京花の会
14	芝久保町	けやき台公園	けやき台自治会、西東京花の会
15	芝久保町	芝久保第一公園	西東京花の会、個人
16	下保谷	あらやしき公園	ふれあいクリーン広場、花梨グループ、西東京花の会、荒屋敷自治会、個人
17	下保谷	下保谷三丁目もみじ緑地	西東京花の会
18	下保谷	下保谷森林公園	ラジオ体操会連盟
19	下保谷	下保谷第一公園	MCC（松ノ木クリーンクラブ）
20	下保谷	下保谷第四児童遊園	MCC（松ノ木クリーンクラブ）
21	下保谷	下保谷四丁目 特別緑地保全地区	野草に親しむ会、わかたけ、ふれあい広場、高橋家屋敷林保存会、民謡唄Ｏ会
22	下保谷	下保谷第二ポケットパーク	西東京花の会
23	新町	さざんか公園	個人
24	新町	おおぞら公園	個人
25	住吉町	住吉町第三公園	西東京花の会
26	田無町	田無四丁目第1公園	西東京花の会
27	田無町	田無四丁目第2公園	西東京花の会
28	田無町	田無四丁目第３公園	そよかぜ会、西東京花の会
29	西原町	西原自然公園	西原自然公園を育成する会
30	西原町	西原五丁目第２公園	西東京花の会
31	西原町	西原三丁目第１公園	個人
32	東町	東町第一児童遊園	MCC（松ノ木クリーンクラブ）
33	東町	文理台公園	ラジオ体操会連盟、東町長交会、くさのね、西東京花の会
34	東町	けやき台児童遊園	西東京花の会
35	東伏見	下野谷遺跡公園	個人
36	東伏見	東伏見緑道公園	西東京花の会
37	ひばりが丘	はなみずき公園	西東京花の会

表 2.1 公園管理協力会員一覧

No.	地　域	公　園　名	ボランティア団体名等
38	ひばりが丘北	ひばりが丘北わんぱく公園	西東京花の会
39	ひばりが丘	ひばりが丘三丁目けやき公園	個人
40	ひばりが丘	ひばりが丘西けやき公園	個人
41	富士町	富士町二丁目児童遊園	西東京花の会
42	富士町	さくら公園	西東京花の会
43	保谷町	えのき児童遊園	えのき西東京花の会、西東京花の会、個人
44	保谷町	さくら児童遊園	さくらグループ、西東京東風会
45	保谷町	保谷第二公園	西東京花の会
46	保谷町	保谷町ローズガーデン	西東京花の会
47	保谷町	保谷第三児童遊園（北）	おかし工房マーブル
48	緑町	西東京いこいの森公園	西東京いこいの森公園を育てる会、西東京木の子会、いこいの森体操会、環境サポーターはちどりの会、たなし郵便局・夫人会、西東京花の会、個人
49	緑町	緑町一丁目第１公園	個人
50	南町	南町一丁目第１公園	自治会ハローこんにちは会
51	南町	南町六丁目第1公園	個人
52	向台町	田無市民公園	西東京花の会、個人
53	向台町	向台公園	個人
54	向台町	向台三丁目第１公園	けやき並木会、西東京花の会
55	向台町	向台三丁目第１緑地	個人
56	向台町	向台三丁目第４公園	個人
57	向台町	向台二丁目第３公園	個人
58	向台町	向台四丁目第２公園	個人
59	向台町	向台植物公園	西東京自然を見つめる会
60	向台町	向台第四児童遊園	すみれ会
61	向台町	向台六丁目第2公園	すみれ会
62	向台町	向台第二公園	西東京花の会
63	柳沢	ひょうたん島公園	西東京花の会、個人
64	柳沢	むくのき公園	公園ボランティア「むっく」
65	柳沢	柳沢第四公園	すみれの会
66	柳沢	柳沢第一児童遊園	西東京花の会
67	谷戸町	谷戸イチョウ公園	個人
68	谷戸町	谷戸せせらぎ公園	グリーンエコネットワーク、たなし郵便局・夫人会、西東京花の会、個人
69	谷戸町	谷戸第一児童遊園	谷戸野草会
70	谷戸町	谷戸二丁目第１公園	個人
71	谷戸町	谷戸二丁目第２公園	個人

序-2-3　公園実態調査の実施

計画の策定にあたり、市の公園の実態を把握するために、公園実態調査を実施しました。市は市民協働の公園づくり及び公園運営を推進しており、公園実態調査においても市民協働で推進しました。

市民協働の場づくりとして、市民ワークショップを開催し、公園づくりの活動をしている団体及び個人や公園づくりに関心がある市民に参加してもらいました。この市民ワークショップでは、参加者である市民が、公園づくりの知識を学びながら実際に公園の現地調査を行うことを通して、市の公園の現状について実感として把握しました (図０.2)。

このような市民協働の調査のプロセスを経ることで、計画策定の際には、市民自身が調査を通して得た知識を最大限に活用しながら、地域の生活に沿ったより良い公園づくりに向けた計画づくりに参加できると考えています。

市民ワークショップ（平成 28 年度）

参加者による現地調査（平成 28 年度）

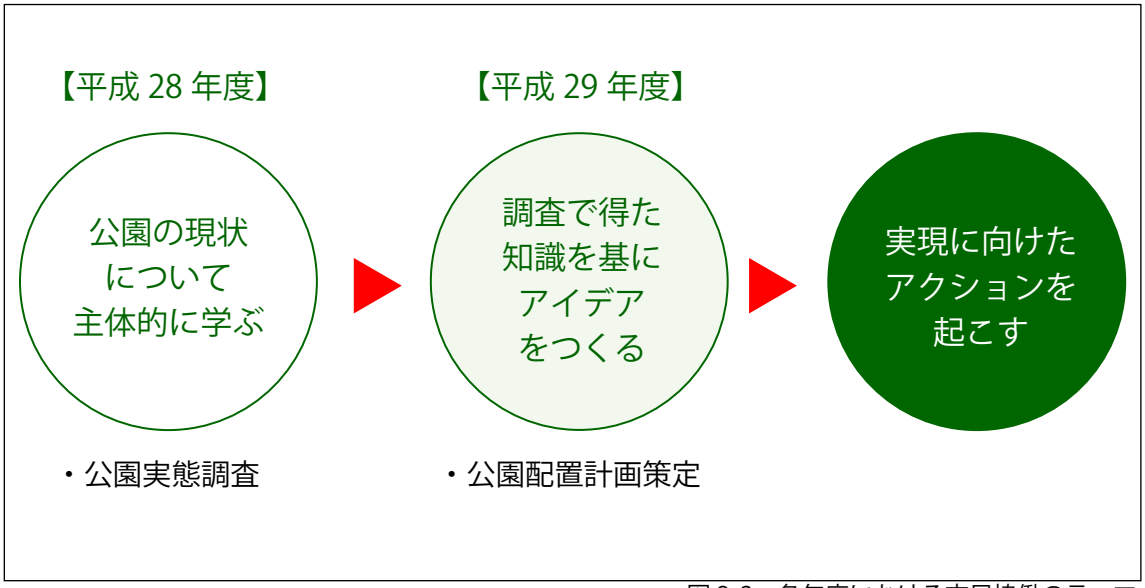

図０.2　各年度における市民協働のテーマ

序-3　計画の基本的な考え方

計画の位置づけや目標年次など、前提となる要件を整理し策定しています。

序-3-1 公園配置計画とは

市の公園の現状や課題及び多様化する市民要望を踏まえ、既設公園の有効活用、公園が少ないエリアでの新設公園の整備、老朽化した公園施設のリニューアルなど、バランスのとれた公園の配置と整備等について、財源確保の方策に焦点をあてつつ基本的な考え方と施策の方向性を示すものです。

序-3-2 公園配置計画の位置づけ

計画は、上位計画にあたる「西東京市第２次総合計画」、「西東京市みどりの基本計画」等や、昨年度に作成した「西東京市公園実態調査報告書」の内容及び他の関連計画等との整合を図りつつ、公園施設の有効活用、新設公園の整備、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備、財源の確保等について、基本的な考え方と施策の方向性を示すものです（図０.3）。

公園配置に関連した具体的な事業を進める際には、計画に定めた基本的方向に整合するように進めることとなります。

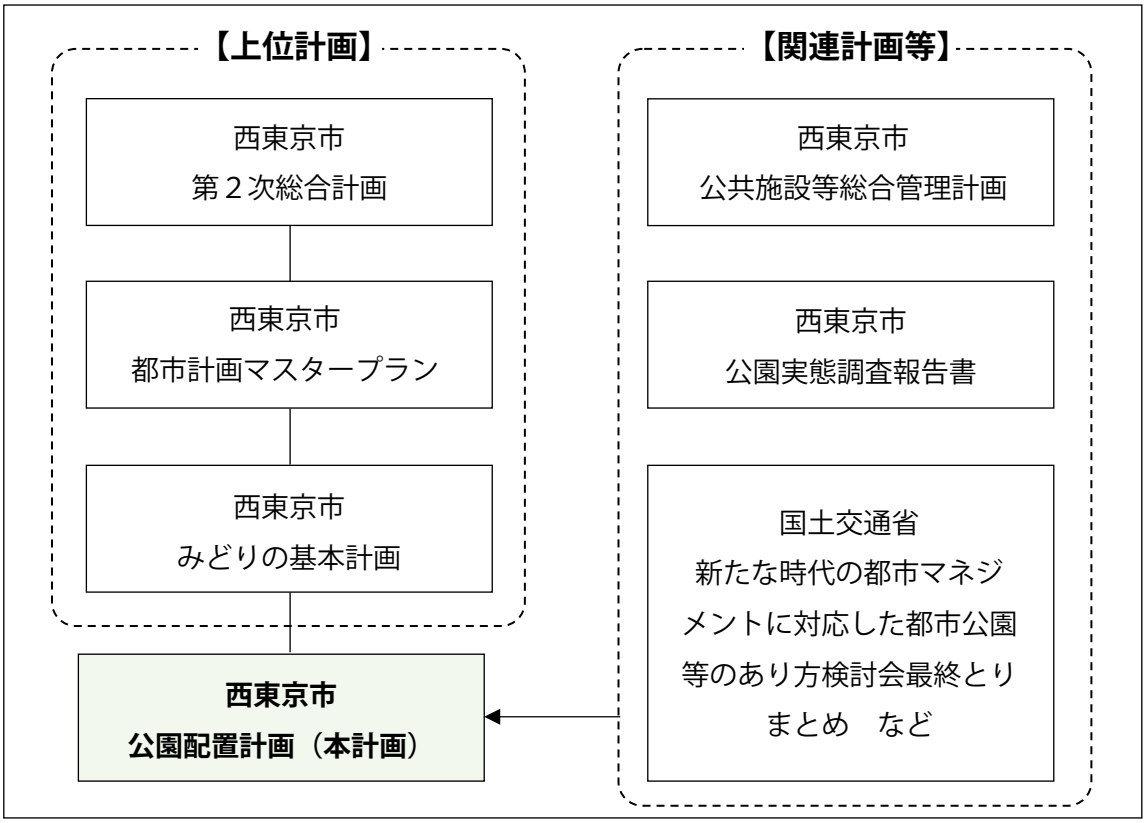

図０.3　市における公園配置計画の位置づけ

序-3-3　計画において使用する用語について

公園について、面積ごとに以下のように整理しました。

名称	面積条件
大きな公園	面積 7,000 ㎡以上の都市公園
比較的大きな公園	面積 500 ㎡以上 7,000 ㎡未満の公園
比較的小さな公園	面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満の公園
小規模公園	面積 300 ㎡未満の公園
小規模緑地	面積 100 ㎡未満の市が公園として管理している緑地（提供緑地等）

序-3-4　計画の目標年次

計画に示した内容の目標年次は、最上位計画である西東京市第２次総合計画の目標年次である平成 35（2023）年度までとします。ただし、計画は基本的な考え方と施策の方向性を示すものであることから、長期にわたって受け継いでいくものとします。

なお、目標年次である平成 35 年度経過後に、その成果を公表することとします。

序-3-5 計画の見直しについて

計画は、総合計画、都市計画マスタープラン及びみどりの基本計画を上位計画としており、これらの上位計画または関連計画と整合を図りながら計画の見直しを行います。その際には、市民協働の手法を継承し検討を進めていきます。

第１章　公園配置計画の目的

第１章　公園配置計画の目的

1-1 計画の目的

市は、都内各市と比較して、市立公園の総面積は中位ですが、公園数は 267（平成 29 年 12 月現在）と多く、小さな公園が分散しています。また、地域によって公園が充実している地区と公園が少ない地区もあるなど地域格差が課題となっています。さらに少子高齢化、市民ニーズの多様化による公園を取り巻く状況も変化しています。

このような状況や多様化する市民要望を踏まえ、第 2 次総合計画に基づき、公園施設の有効活用、公園の充実、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備を視野にいれる一方、財源確保の方策を考慮しながら検討していくため計画を策定します。

「健康」応援都市が取り組む公園づくり

計画は、市が進める「健康」応援都市の実現を目指して、市民の生活をさらに豊かで健康なものにするための公園づくりや適正な配置等の実現を目的とします。それにより、将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるための、市民一人ひとりのこころやからだの健康やまち全体の健康の達成を目指します。

また、計画の策定や実施を市民協働で推進することで、公園づくりに参加する市民を増やし、運動やつながり、生きがいづくりの機会を創出するなど、公園を拠点とした地域コミュニティ形成や健康づくりの促進を目指します。

市民協働の計画策定を目指して

公園実態調査では、調査への参加を通して、市民に市の公園の現状や課題について実感してもらいました。計画では、調査を通してさらなる公園づくりの知識や経験を得た市民とともに、市の公園を取り巻く様々な課題を解決し、地域の生活実感を伴う持続可能な計画の策定を目指します。

ここがポイント

- **「健康」応援都市として、公園を拠点に、市民の生活をさらに豊かで健康なものにするための計画づくり**
- **市民協働で計画の策定や実施を推進することで、公園づくりに関わる社会参加の機会を創出する**

1-2 計画の検討の体制

市民協働の場として、市民ワークショップを開催し、公園づくりの活動をしている団体及び個人や公園づくりに関心がある市民とともに検討しました。また、有識者、公園ボランティア及び公募市民を委員とする公園市民懇談会を開催し、より広義な内容についても市民とともに検討しました。

また、組織を横断した公園配置計画策定庁内検討委員会を立ち上げ、施策等を検討することで、より実現性の高い計画を目指しました。

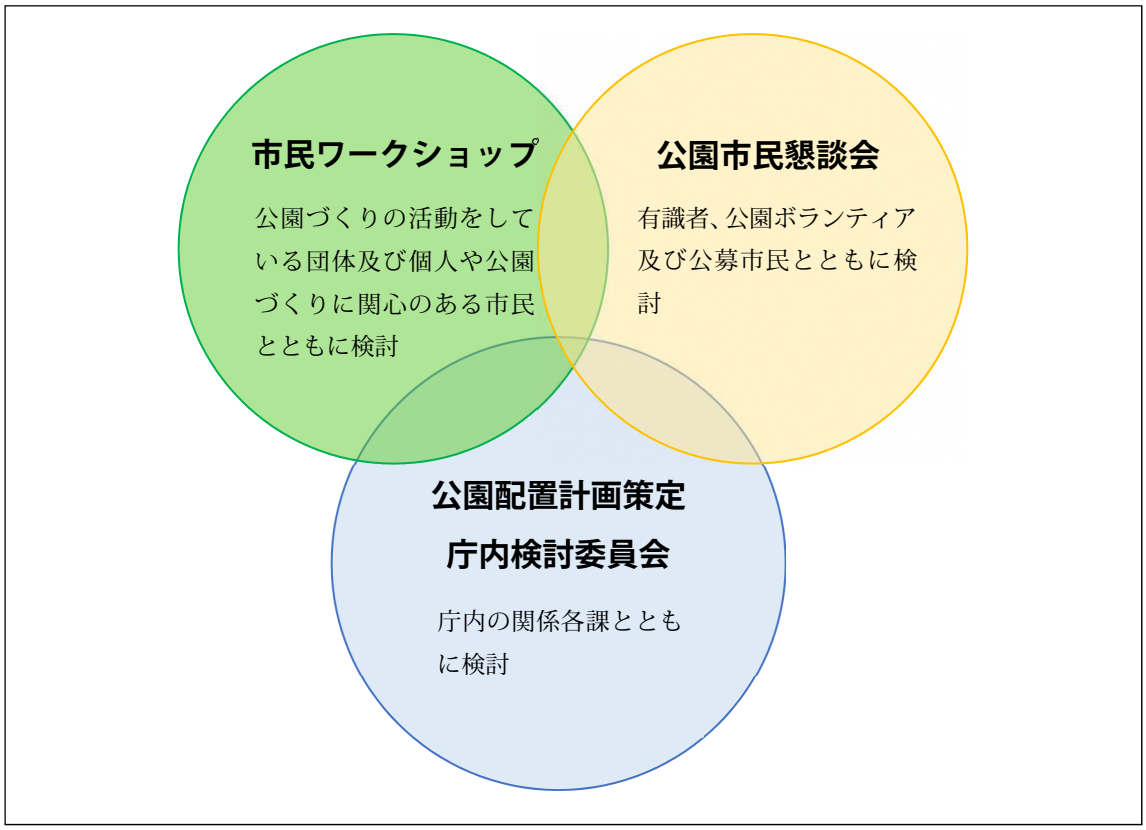

図 1.1 検討の体制

1-3 計画の検討の流れ

計画では、全 2 回の市民ワークショップ及び全 5 回の公園市民懇談会を主体に、市民協働で検討しました（図 1.2）。有識者、公園ボランティア及び公募市民を委員とする公園市民懇談会では、市民ワークショップで協議した内容の実現に向けて検討するとともに、より広義な内容についても議論を深めました。また、計画案がまとまった段階において、市のホームページより市民の方々の意見をお聞きするためパブリックコメントを実施し、頂いた意見を反映させました。

図 1.2 検討の流れ

1-4 計画書の構成

序章では、計画の策定にあたる背景や考え方について、第１章では、計画の目的について示します。第２章では、公園実態調査を踏まえた現状と課題について整理します。第３章では、「健康」応援都市における公園づくりについて計画の具体的な内容を示します。第４章では、市民ワークショップで出た意見を踏まえながら、前章の内容のうち、市民協働による小規模公園の活用の方法やアイデアについて具体的に示します。第５章では、今後のビジョンとして具体的な公園の配置の考え方やこれからの公園の利用の推進についてまとめます（図 1.3)。

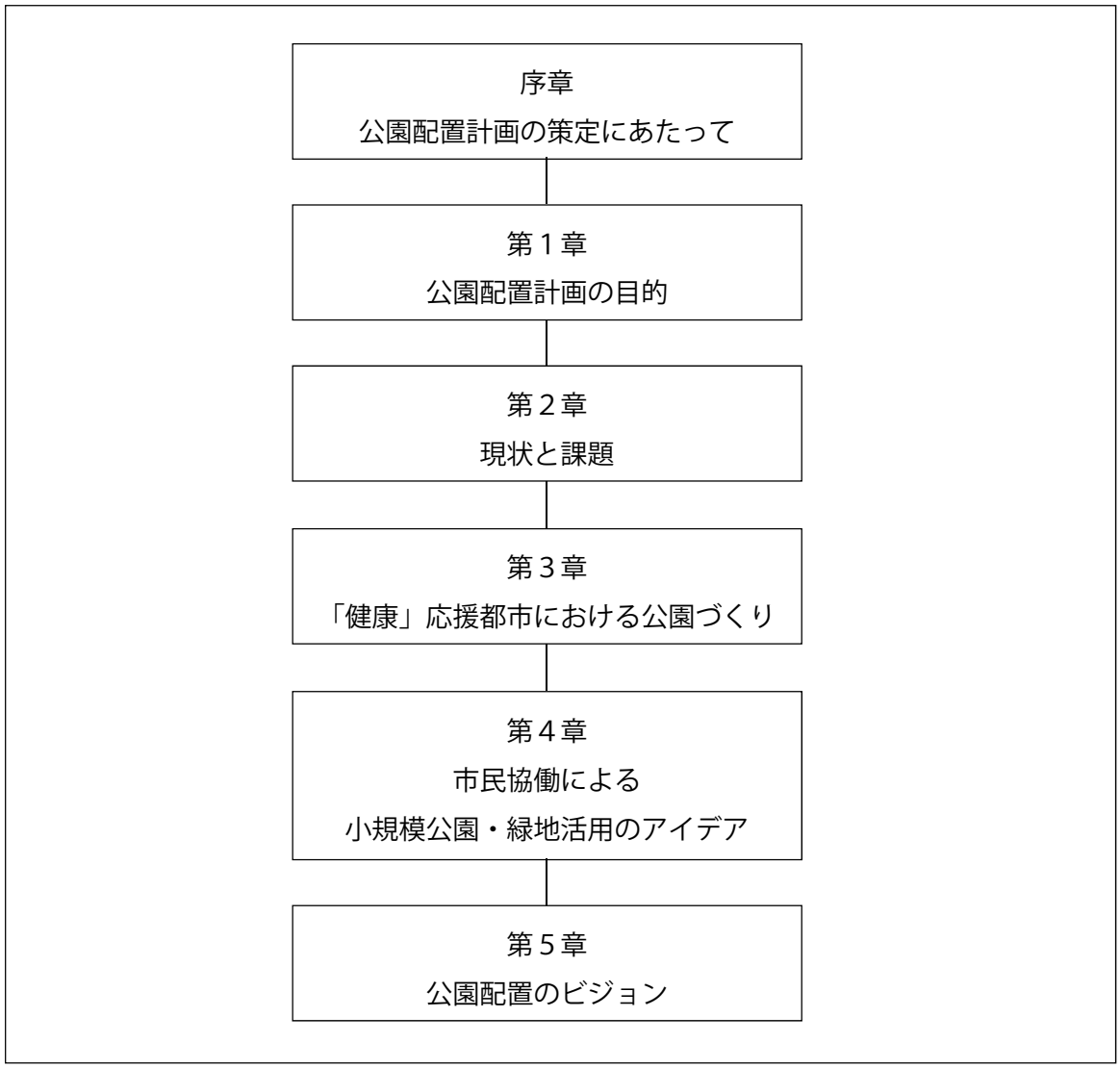

図 1.3　計画書の構成

第２章　現状と課題

第 2 章　現状と課題

2-1 公園の現状と課題

市は、面積 15.75 ㎢、人口約 20 万人、高齢化率約 23％です。土地利用としては、土地全体の約 82％を宅地が占め、人口密度は 12,000 人/㎢を超えています(図 2.1)。

公園緑地数は 267 箇所あるものの、小規模公園や緑地が分散して配置されているために、地域によって偏りのある公園配置となっていることが課題として挙げられます。公園一箇所あたりの面積を見てみると、200～300 ㎡の公園数が最も多く、全体としても 300 ㎡未満の公園が多いことが分かります(図 2.2)。

また、開発に伴う小規模公園や緑地は増え続けており、維持管理費、公園施設の老朽化及び公園整備に関係する財源確保が今後さらに厳しくなっていくものと考えられます。

また、序章で述べたように、市では平成 28 年度より公園の管理運営について民間活力を活用する取組として指定管理者制度を導入しました。これにより、公園の利用の拡大、活性化が期待されるところです。

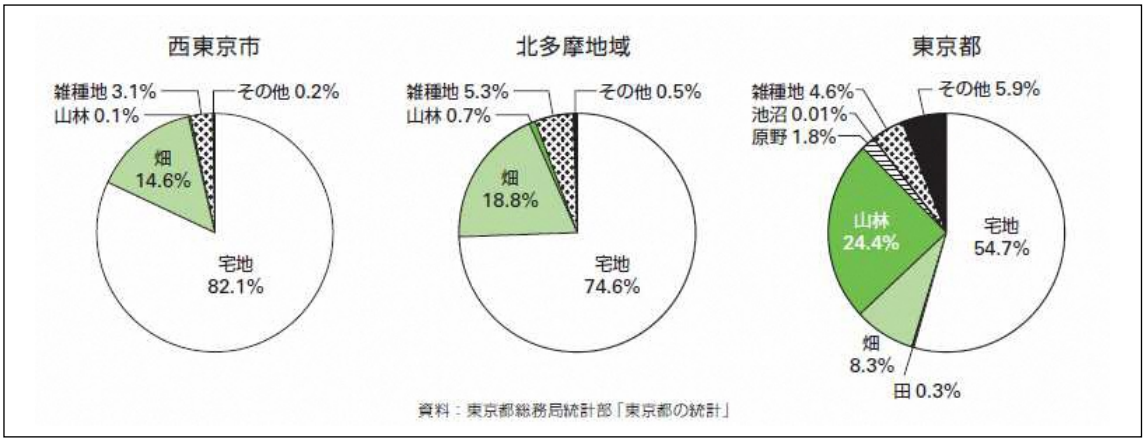

図 2.1 土地利用

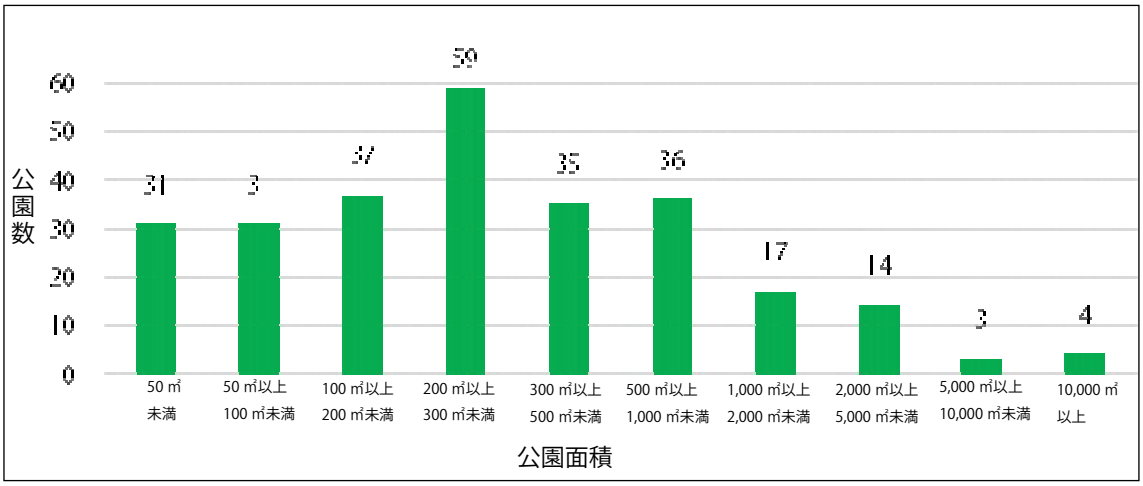

図 2.2 面積ごとの公園数(平成 29 年 12 月現在)

2-2 公園実態調査で分かったこと

公園の面積と利用の関係

公園実態調査から分かった主な内容では、公園の利用の有無について、全 49 の調査対象公園のうち、利用がみられた公園は 37%(18 公園)、利用がみられなかった公園は 63%(31 公園)でした（図 2.3)。

また、公園の利用の有無を面積別に整理すると、500 ㎡以上の比較的大きな公園及び大きな公園については多くの公園で利用がみられ、300 ㎡未満の小規模公園や緑地については多くの公園に利用がみられませんでした（表 2.1)。

利用のある公園の配置距離

調査の結果、利用がみられた公園を中心に半径 500mの円を描くと、調査対象エリアのほぼ全域がカバーされることが分かりました（図 2.4)。このことから、調査対象エリアにおいては、利用のみられる公園の配置距離は 500m（徒歩で約 10 分、自転車で約 3 分の距離）であることが分かりました。このような市民の公園の活用における現状把握は、適正な公園配置や規模について検討を行う際に重要です。

利用がみられなかった小規模緑地の例
（東町二丁目第 1 緑地）

利用がみられた比較的大きな公園の例
（ひばりが丘公園）

ここがポイント

- **小規模公園や緑地の多くは利用がみられなかった**
- **比較的大きな公園及び大きな公園の多くは利用がみられた**
- **利用がみられた公園の配置距離は 500mであった**

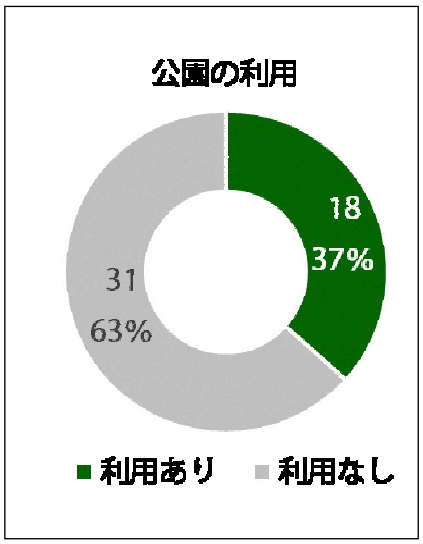

図 2.3　公園の利用の有無（単位：公園数）

表 2.1　公園利用と公園面積の関係（単位：公園数）

	公園の利用		計
	あり	なし	
100 ㎡未満	1	12	13
100～300 ㎡未満	1	13	14
300～500 ㎡未満	4	3	7
500 ㎡以上	12	3	15
計	18	31	49

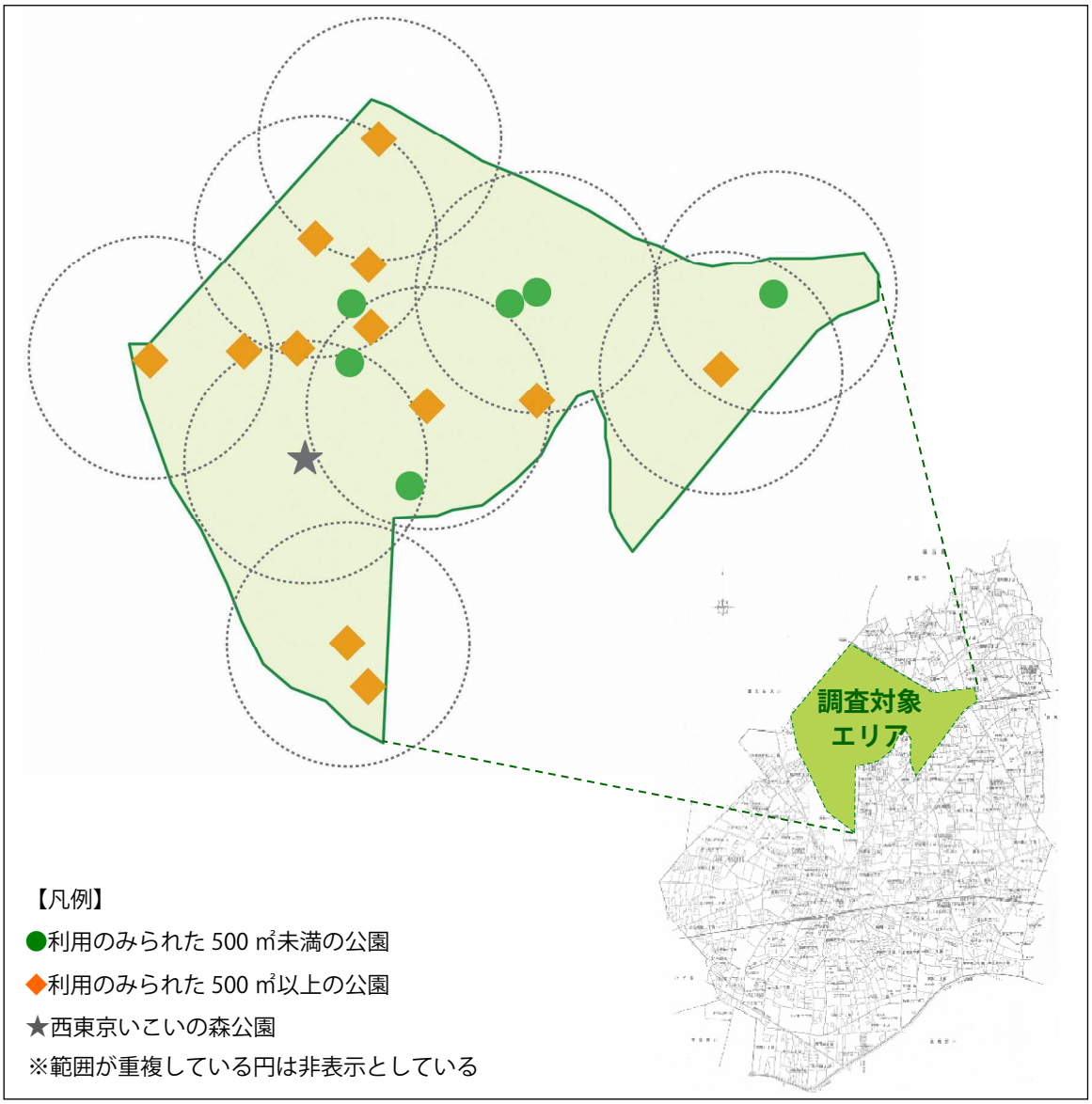

図 2.4　利用がみられた公園のプロット

2-3 現状と課題のまとめ

本章では、市の公園の現状と課題についてまとめました。公園の現状に関しては、公園数が 267 箇所と多く、さらに 300 ㎡未満の小さなものが多いことが分かりました。これらは、その多くが宅地開発等（以下「開発」という。）に伴う提供公園や緑地であることに起因しています。また、開発に伴う提供公園や緑地の数は年々増え続けており、公園の維持管理費や老朽化した施設のリニューアルの財源の確保も課題となっています。

また、平成 28 年度より導入した指定管理者制度においては、指定管理者によるイベントなどの自主事業等の開催において公園利用の拡大と活性化が進行しています。

公園実態調査では、比較的大きな公園及び大きな公園について多くの利用がみられ、小規模公園や緑地については多くの公園に利用がみられなかったことが分かりました。

また、利用が多くみられた公園の配置の間隔は 500mであったことも分かりました。

これらの現状と課題を踏まえ、その解決策となる計画とする必要があります。

■公園の現状と課題

- 公園数が 267 箇所と多く、公園の維持管理が課題となっている
- 開発に伴う提供公園や緑地による小規模公園や緑地が多い
- 指定管理者制度の導入により、公園利用の拡大と活性化が進行中
- 比較的大きな公園や大きな公園で多くの利用がみられた
- 小規模公園や緑地では利用がみられなかった
- 利用のみられた公園の配置距離は 500mであった

第３章　「健康」応援都市における公園づくり

第 3 章「健康」応援都市における公園づくり

３つの視点及び３つの方向性と「健康」応援都市における公園づくりの基本方針との関係の一覧です（図 3.1）。本章では、各方針及び施策の内容について記述します。

３つの視点

1.「健康」応援都市における公園づくり

西東京市は「健康」応援都市の実現を総合戦略の基軸に据えており、公園づくりにおいてもこの視点が重要です。

2. 公園の活用

西東京市の公園は、公園数が多く、さらに小規模な公園が多いなど、課題も多く、市民に親しみを持って、活用される公園づくりの視点が必要です。

3. 公園整備・維持管理における財源確保

公園における施策を行っていくためには、財源が必要です。維持管理経費の抑制も検討しながら、開発事業に伴う金銭納付、民間の活力の活用なども含め、財源確保についての視点が必要です。

３つの方向性

1. 公園の適正配置

「健康」応援都市の実現を目指し、野外活
レクリエーション、健康づくりやみどりの
災など公園の様々な機能を踏まえ、地域に
適切に配置されている状態が望ましい公園
です。そのために、公園の有効活用、公園
ける財源の確保を考慮しながら、公園をど
整備し適切に配置していくのか検討します

2. 地域コミュニティの醸成

公園は行政が設置し、市民がそれを受動
するだけでなく、市民が主体的に活動する
ンティアの活動などを踏まえ、公園を地域
ニティを醸成する拠点として、育成に努め
心身の健康の維持・増進、公園の有効活用
理経費の抑制について検討します。

3. 公園ボランティアや民間活力の

公園ボランティアは、公園の維持管理や
ベントに取り組んでいます。また、維持管
抑制や「健康」応援都市における市民サー
上を目指し、民間活力を活用する手法や指
制度も含め様々な民間活用のための取り組
て検討します。

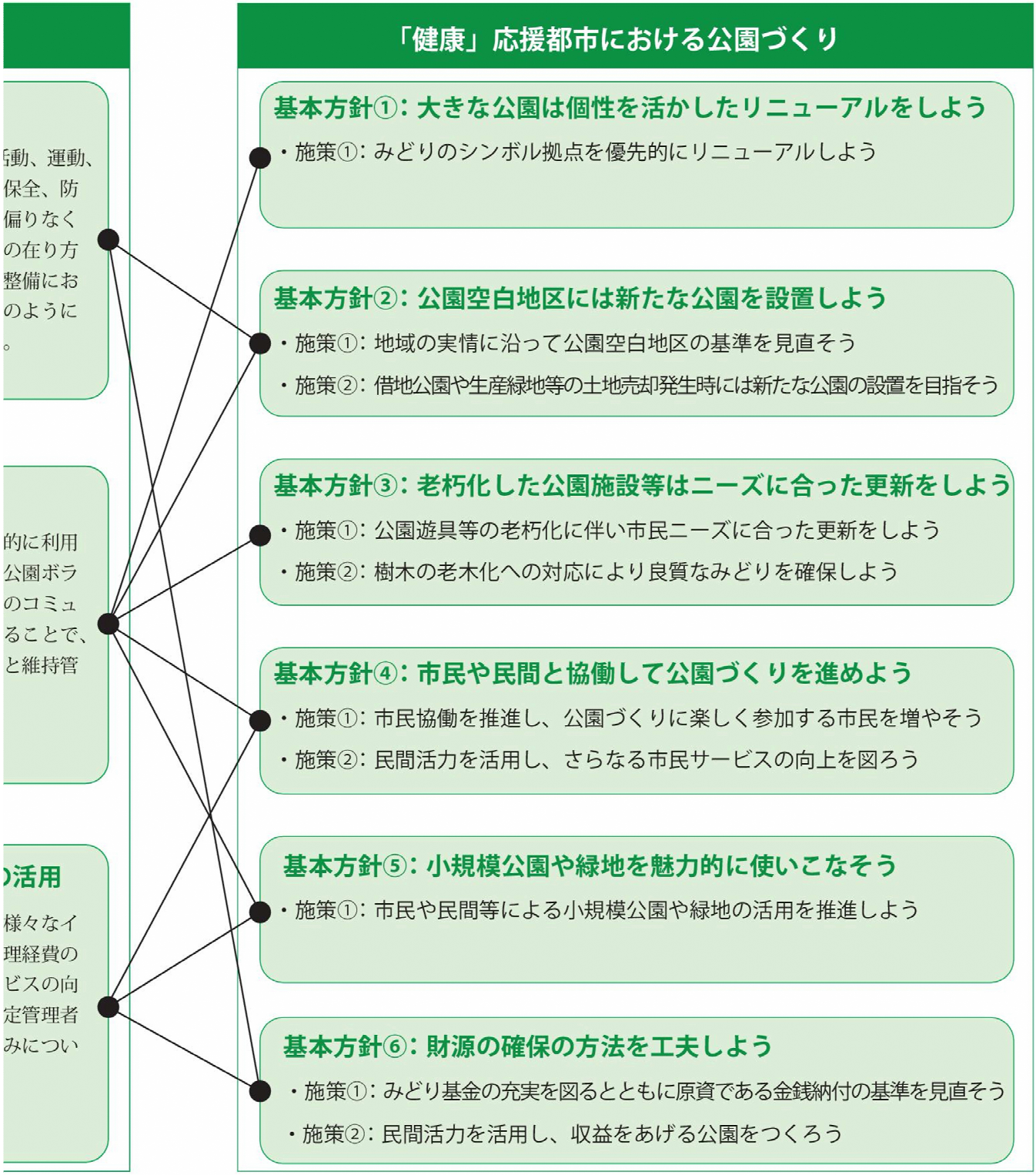

図 3.1　3 つの視点および 3 つの方向性と基本方針の関係一覧

3-1「健康」応援都市における公園づくりの方針一覧

「健康」応援都市における公園づくりに向けて、計画の具体的な方策を次の様にまとめます（表 3.1）。各方針の詳細については、次節に記述します。

表 3.1 方針一覧

「健康」応援都市における公園づくり		
基本方針	**基本施策**	**基本施策で重視する観点**
① 大きな公園は個性を活かしたリニューアルをしよう	**施策①** みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう	・みどりの基本計画の中にある「みどりのシンボル拠点」を優先し、利用者の多い公園緑地をリニューアル ・西東京いこいの森公園、谷戸せせらぎ公園、文理台公園、西原自然公園など比較的大きな公園のリニューアル、特色づくりの推進 ・都立東伏見公園などの機能充実（要請）
② 公園空白地区には新たな公園を設置しよう	**施策①** 地域の実情に沿って公園空白地区の基準を見直そう **施策②** 借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう	・公園空白地区の基準の見直しを行い、空白地区の借地公園、生産緑地等の土地売却発生時に、新設公園を整備
③ 老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう	**施策①** 公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう **施策②** 樹木の老木化への対応により良質なみどりを確保しよう	・老朽化した遊具等については撤去及び地域のニーズにあった更新を推進する ・老木の伐採及び樹木の更新による良質のみどりの確保 ・上記の維持管理を適切に行いながら、利用者の安全に配慮した管理を行う

表 3.1 方針一覧

「健康」応援都市における公園づくり		
基本方針	**基本施策**	**基本施策で重視する観点**
④ 市民や民間と協働して公園づくりを進めよう	**施策①** 市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう **施策②** 民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう	・市民の主体性のある取り組みの支援 ・公園ボランティア活動のさらなる活性化 ・市民協働の推進による公園の維持管理 ・近隣施設等との連携（小・中学校、保育園、児童館など） ・民間の活力を活用した市民サービスの推進（指定管理者制度の拡充等） ・民間事業者による公共還元型の収益施設の管理者制度（P-PFI など）の導入等の検討
⑤ 小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう	**施策①** 市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう	・市民協働による特色のある小規模公園や緑地づくり（コミュニティガーデン等） ・小規模公園や緑地の地域管理や活用の仕組みづくり（地域管理により独自の公園ルールを定め、地域にあった利用ができる公園づくり等） ・公園以外の公的活用の検討を進めるための、占用規制要件の緩和等についての検討
⑥ 財源の確保の方法を工夫しよう	**施策①** みどり基金の充実を図るとともに原資である金銭納付の基準を見直そう **施策②** 民間活力を活用し収益をあげる公園をつくろう	・金銭納付の基準やみどり基金の活用範囲の見直しによる良質なみどりの確保 ・設置された緑地を地域管理とする仕組みづくり ・収益施設の設置、ネーミングライツ等、公園を活用した収益事業の検討

3-2「健康」応援都市における公園づくりの内容

将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるためには、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、地域の生活環境も健康水準を向上させるための要素です。市は、そのような考えを基に、まち全体の「健康」を達成するための「健康」 応援都市の実現を目指しています。

本節においては、市が進める「健康」応援都市の実現に向けた、市民協働の公園づくりの6つの基本方針について記述します。また、各方針については、公園市民懇談会及び市民ワークショップを通して出た意見を踏まえた内容としており、関連する市民の意見を【理想】【課題】【解決のアイデア】【その他意見】に整理し一覧にまとめています。また、基本方針の内容を踏まえ、市民のニーズを実現するための具体的な施策についても記述します。

基本方針①：大きな公園は個性を活かしたリニューアルをしよう

【基本方針】

本方針における大規模なリニューアルは、「健康」応援都市の実現に向けた、野外活動、運動、レクリエーション、健康づくりやみどりの保全、防災など、様々な機能において各地域の拠点となりうる大きな公園が対象です。

大きな公園については、市民のニーズや世代ごとの利用時間等の違いを考慮した上で、周辺環境や公園の特色等の個性を活かした大規模なリニューアルを進めていきます。そのためにも、大きな公園の大規模なリニューアルを検討する際には、市民ワークショップや公園市民懇談会などを開催し、市民と対話を重ねながら市民協働で事業を推進します。また、大きな公園の大規模なリニューアルでは、市民のニーズを反映し公園機能の充実を図るだけでなく、例えばボール遊びなど、活用の自由度を高くできるよう市民とともに検討します。

また、大きな公園の大規模なリニューアルについては、財源の確保の課題もあり、限られた財源の中でより効果的な事業の実施を目指します。そのため、上位計画であるまちづくりの方針を踏まえ、事業の優先順位付けを行うことで、地域全体をより魅力的なものにできるよう、みどりのシンボル拠点を優先的に進めます。

さらには、大きな公園については、周辺環境や公園の特色を活かした個性ある公園づくりを通じて公園のブランディングを進め、ハード面の大規模なリニューアルだけでなく、例え

ば市民が参加できる活動プログラムづくり、ロゴやパンフレット等の公園に関わるデザインのコーディネート、経営的な視点を持った情報発信等、ソフト面の拡充を同時に行っていきます。

◆基本方針①に関連する市民の意見

【理想】

- 地域や公園の特徴を活かした個性のある公園づくりを進めていきたい
- 利用のされている大規模な公園はさらに機能が充実するように整備していきたい
- 世代ごとの利用の仕方や利用時間の違いを考慮して整備を進めたい
- 公園の特色づくりは、ワークショップなどで出た市民の意見を反映していきたい

【課題】

- 大規模なリニューアルをするためには財源の確保等を進めていく必要がある
- 「あの公園に行きたい」と思えるような個性ある魅力的な公園が少ない
- 子育て世代から高齢者まで、幅広い世代が使いたくなる公園が少ない
- ボール遊びなど禁止事項が多いため、公園が広くても活用の自由度は高くない

【解決のアイデア】

- ルールづくりを行い、ボール遊びなど公園でできる活動を増やそう
- 愛称をつけたり、魅力的な遊具や起伏をつくる等、公園の個性をつくろう
- 公園の管理棟など既存施設を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- 公園の活動プラグラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等で収益をあげる仕組みをつくろう

【その他意見】

- 河川や農地等、みどりを広く解釈してまちづくりを進めていきたい

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう

大きな公園の大規模なリニューアルと特色づくりは、上位計画である「みどりの基本計画」の「みどりの将来都市構造図」を基に実現を目指します（図 3.2）。根幹的なみどりの集積地である、西東京いこいの森公園、谷戸せせらぎ公園、文理台公園、西原自然公園等は利用者が多く、これらの公園から随時リニューアルしていきます。

「みどりのシンボル拠点」では、特にまとまったみどりの保全と創出を図り、市のシンボルとなるようなみどりの豊かな区域づくりを目指しています。周辺環境や公園の特色を生かした個性ある公園づくりを行うことで、例えばニューヨークのセントラルパークやハイラインの事例のように、公園やみどりの魅力によりエリア全体の価値を高めることを目指します。

また、みどりのシンボル拠点は、市民協働による公園の利活用を推進し、地域で公園づくりへの参加の機運を高めるための拠点でもあると考えています。そのため、公園のハード面のリニューアルを推進するだけでなく、市民協働で公園のルールづくりやプログラムづくりを行うなど、ソフト面のリニューアルも検討することで、市民の公園の利活用を促進します。

大きな公園においては、ハードとソフトの両面から大規模なリニューアルを行うことで、市民が「あの公園に行きたい！」と思えるような魅力的な公園づくりを進めていきます。特に、公園の個性づくりが重要であり、例えば農地の近くにある公園は、オーガニックなカフェや農園などがある食や農業をテーマにしたエコロジカルな公園として大規模にリニューアルする等、地域の資源を活かしたアイデアも市民の意見としてみられました。また、子育て世代を中心とした市民のニーズが高い、ボール遊びや水遊びができる等、様々な活動ができる公園づくりを目指していきます。

地域防災の観点としては、大きな公園を中心に、災害時に使用できるかまどベンチや、防災トイレなどの機能を付加することで、発災時に応急的に利用可能な防災拠点として整備するとともに、例えばテントを張ったキャンプイベントやバーベキュー等、公園でのアウトドア的なイベントの実施を通して、地域の防災意識向上を図る方法も考えられます。

大きな公園の大規模なリニューアルを推進する際には、民間活力の活用も検討しています。その際、各々の「みどりのシンボル拠点」を中心に、エリアで公園経営のビジョンを形

成し、ハードとソフトの整備を推進していくことも検討します。現在、予定している各地域における主なリニューアル内容は次の通りです（表 3.2）。

表 3.2 各地域におけるリニューアル内容

各地域における主なリニューアルの内容	
① **北町緑地保全地域周辺**	保全地域と下保谷森林公園・あらやしき公園を連携させ、豊かなみどりの拠点の形成に努めます。その中心となる下保谷四丁目特別緑地保全地区については、保全活用計画を策定した上で、民間活力を活用し、みどり豊かな自然公園として整備します。
② **碧山森緑地保全地域・文理台公園周辺**	中核となる文理台公園を、民間活力を活用して再整備します。
③ **東伏見公園・石神井川周辺**	下野谷遺跡の確実な保存、効果的な活用に向け、都立東伏見公園の整備に際し機能充実を要請しながら、下野谷遺跡用地及び市道部分と一体的に再整備します。整備の基本方針等については、現在策定中の「下野谷遺跡保存活用計画」の中で検討します。
④ **西原自然公園周辺**	西原自然公園を植生管理計画に基づき、引き続き市民協働で、雑木林の若返り事業を実施します。
⑤ **西東京いこいの森公園・谷戸せせらぎ公園周辺**	各公園施設の老朽化を踏まえ、民間活力を活用してリニューアルを行います。西東京いこいの森公園については、駐車場やスケート広場及びボール広場等の老朽化対策も検討します。
⑥ **小金井公園周辺**	様々な市民ニーズを踏まえ、公園以外の公的活用の検討を進める等、占用要件の緩和も視野に田無市民公園及び向台公園のリニューアルを行います。 また、みどりのシンボル拠点を担う公園の新設を検討します。

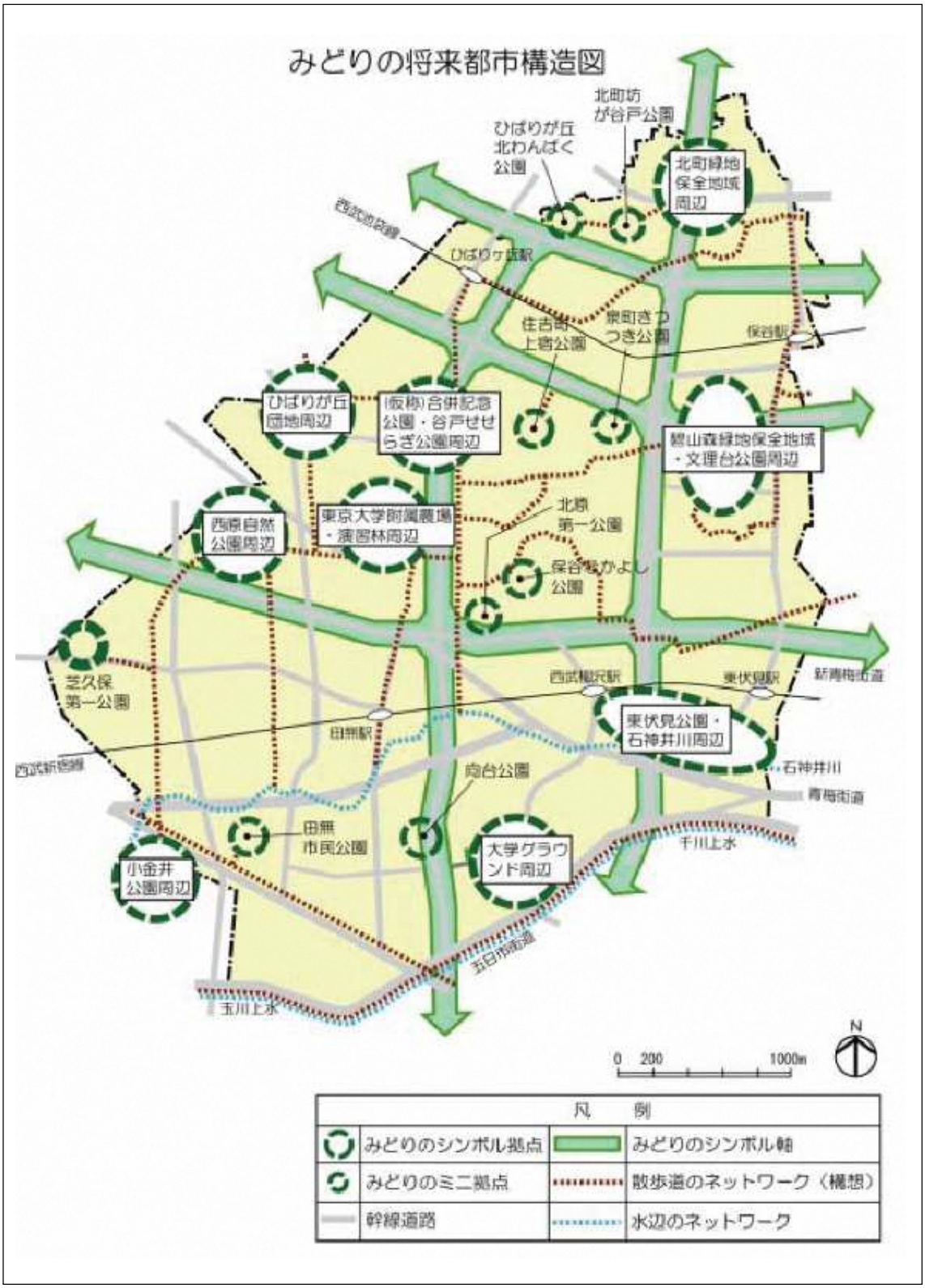

図 3.2 みどりの基本計画におけるみどりの将来都市構造図

基本方針②：公園空白地区には新たな公園を設置しよう

【基本方針】

公園は、健康づくり、地域のコミュニティづくり、子育て、みどりの保全、防災等の様々な機能があり、私たちの生活に関わりの深い施設です。市民ワークショップの参加者から「日常生活の身近な所に利用したくなる魅力的な公園があると、毎日の生活や子供の遊び方が変わるのではないか」という意見がありました。このように、自宅や職場から徒歩や自転車で行ける距離に魅力的な公園があると、日々の忙しい生活の中であっても公園を利用するきっかけは増えると考えられます。そのような視点から、本方針では、自宅や職場から徒歩や自転車で容易にアクセスできる範囲にあり、かつ市民が利用したくなる魅力的な公園をどのように新設していくのかを記述します。

市民が生活の身近な場所にある公園を利用することで生活の豊かさや健康に実感を持てる環境を整えるためにも、これまでの公園空白地区の基準を地域の状況や市民の公園利用の実態に沿ったかたちで見直します。

基本的な考え方としては、地域における公園配置の不均衡を是正し、様々な公園利用や機能、役割を実現する受け皿としての公園整備を検討するにあたり、身近に公園等がない地域を公園空白地区として定義します。公園空白地区には、新しい公園を優先して設置し良質なみどりを確保するとともに、市民が利用したくなるような魅力的な公園づくりを進めていきます。また、公園空白地区に市民の利用を促すような一定程度の規模以上のまとまった土地を確保するため、既存の借地公園や生産緑地等の取得を目指します。

◆基本方針②に関連する市民の意見

【理想】

- 借地公園や公園空白地区の生産緑地等は取得を目指していきたい
- 公園の大きさだけでなく、みどりの質についても充実したものにしていきたい
- 日常生活の身近なところに利用したくなる魅力的な公園があると毎日の生活や子供の遊び方が変わる

【課題】

- 新たに公園を新設するためには財源の確保等を進めていく必要がある
- 生産緑地の減少や樹林の伐採など、まちの緑が失われている

【解決のアイデア】

- みどり基金の充実やみどりの質の確保に向けて協議しよう
- 公園の管理棟などの既存施設等を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- 公園の活動プラグラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等を得る仕組みをつくろう

【意見】

- 500 ㎡では公園空白地区が多い印象がないので、さらに公園面積の基準を上げても良いのではないか
- 東京都管轄の公園や近隣自治体の公園を活用することもあるので、体感として公園が少ないとは感じていない
- 田無町地区には東大農場があるが、全体的にみどりが少ないと感じている
- 地区毎の人口密度に合わせて、公園の規模を検討できるとよい

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：地域の状況に沿って公園空白地区の基準を見直そう

公園は、街区公園（標準 2,500 ㎡以上）、近隣公園（標準 20,000 ㎡以上）、地区公園（標準 40,000 ㎡以上）等、そのサイズによって機能や地域での役割が異なります。本来の望ましい環境は、自宅や職場から徒歩や自転車で容易に行ける範囲に市立公園があることです。国土交通省の基準においては、各公園の誘致距離の目安として、市内のどの地点においても、街区公園は 250m、近隣公園は 500m、地区公園は 1,000mの範囲にあることが望ましいとされています。また、公園の面積についても、都市公園の住民 1 人当たりの望ましい面積が 5 ㎡（市の都市公園の一人あたりの公園面積の現状は 1.28 ㎡ですが、都市公園以外の公園を加えると一人あたりの公園面積は 1.84 ㎡となります。＜公園調書平成 29 年 4 月 1 日現在＞）と定められています。

しかし、市の土地利用は大部分を宅地が占めている現状を考慮すると、そのような望ましい環境をすぐに実現することは難しいのが現実です。そのため、市の現状や市民の生活に沿った公園づくりを戦略的に進めていくために、公園実態調査の結果を踏まえ、公園空白地区の基準を見直します。

公園空白地区の見直しを検討する上での根拠として、公園実態調査の結果から、公園面積が 500 ㎡以上のものは市民の利用がみられたのに対し、公園面積が 500 ㎡より小さい公園はあまり利用がみられない傾向にあることが分かっています。この結果を踏まえ、配置済扱いとする公園面積を市民の利用が多くみられる 500 ㎡以上とします。この 500 ㎡以上の公園を抽出した場合の空白地区は、図 3.3 の網掛けのない部分となります。この空白地区については、基本的には街区公園規模以上の公園整備を理想としつつ、まずは前述した 500 ㎡以上の公園の設置を目指します。

配置済扱いとする公園の種類については、市民から「東京都管轄の公園や近隣自治体の公園を活用することもあるので、体感として公園が少ないとは感じていない」という意見もあるように、市民の生活においては地域にある市立公園以外の公園や緑地も活用されています。そのような状況を踏まえ、配置済扱いとする公園は、公立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園の他、都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園とします。また同様に、配置済扱いとする公園に準じる施設としては、市民の生活における利用状況を踏まえ、土地所有者が、国、東京都、区市である特別緑地保全地区、栄町二丁目樹林地、

近隣区市の市立公園、都立公園及び緑地保全地域とします。

公園の誘致圏については、現行基準通りの 250m とします。250m とは、一般的に徒歩３分程度、自転車で１分程度の距離であり、市においては徒歩や自転車の利用が多いことから、自宅や職場から容易にアクセスできる距離であると考えられます。ただし、誘致距離の起点について、配置済扱いとする公園、配置済扱いとする公園に準ずる施設は当該公園等の中心としますが、面積の大きな近隣公園、地区公園、都立公園については、当該公園の出入口とします。

【見直し前】の公園空白地区の基準（現状条件）

【配置済扱いとする公園について】

◆公園面積 200 ㎡以上で、次の条件のもの

・土地所有者が市、東京都、国で、市が管理している公園

・土地所有者が都で、都営住宅内に設置されているが、市が管理している公園

・土地所有者が都市再生機構で、都市計画施設として位置付けられているもの又は協定に基づき設置されたもので、市が管理している公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

◆市立公園ではないが、校庭開放されている市立小学校

【公園の誘致圏】

◆半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）

・鉄道・幹線街路等による分断を考慮

【見直し後】の公園空白地区の基準

【配置済扱いとする公園について】

◆公園面積 500 ㎡以上で、次の条件のもの

・市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園

・都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

◆市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である 500 ㎡以上で、次の施設

・特別緑地保全地区

・栄町二丁目樹林地

・近隣区市の公立公園

・都立公園及び緑地保全地域

【公園の誘致圏】

◆半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）

・誘致距離の起点は公園の中心

・ただし、近隣公園、地区公園、都立公園については当該公園の出入口

500㎡以上の公園
UR都市機構等の公園
新設予定地（泉小学校跡地）

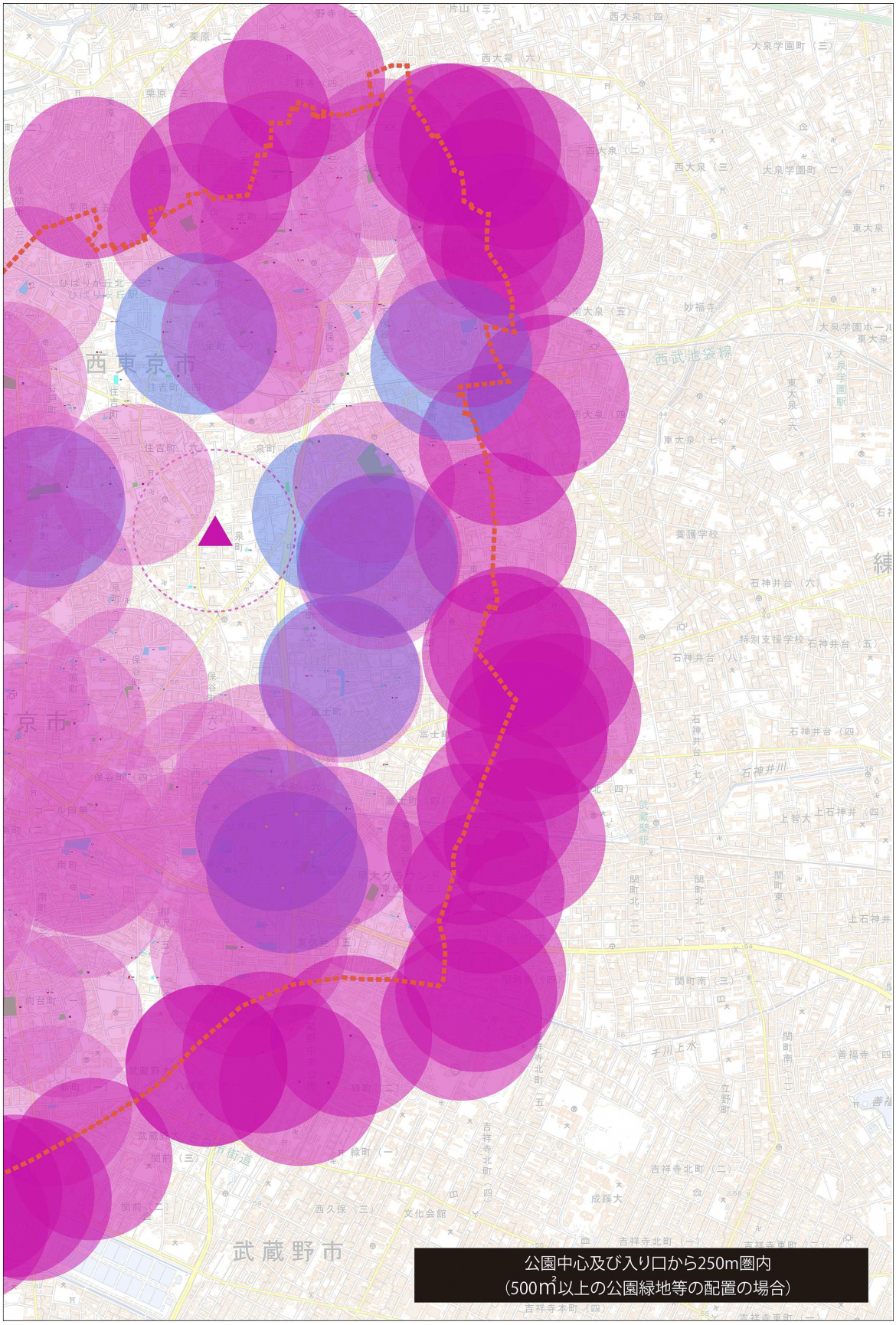

図 3.3 配置済扱いとする公園のプロット（500 ㎡以上）

施策②：借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう

公園空白地区に 500 ㎡以上の公園を新設するためには、まとまった土地の確保が必要です。そのためにも、公園空白地区における借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には、土地の取得を行い新たな公園の設置を目指します。これは、民間の土地の相続等による生産緑地の減少や樹林の伐採等により、みどりが失われつつあるという地域の課題も背景にあります。見直し後の基準において公園空白地区の傾向がみられた地域の中で、例えば北町や下保谷地区のように生産緑地等が多い地域については、特に地域全体のみどりの保全やみどりの質の確保に配慮した公園の新設を目指します。

見直し後の基準において公園空白地区の傾向がみられた泉小学校跡地周辺の地域については、平成 27 年 3 月に閉校となった泉小学校跡地の一部を活用し、新たに約 5,000 ㎡の公園を整備する予定です。さらに、新たに整備する高齢者や障害者の福祉施設とともに一体的な土地開発とすることで、子供から高齢者まで多世代が集う公園づくりを目指します。また、主な整備方針としては、公園の活用の自由度を広げていきたいという市民要望を反映し、ボール遊びができる公園として整備します。また、泉小学校が担ってきた防災拠点としての役割を引き継ぐとともに、災害時に必要となる設備等を整備し、さらに小学校として活用されてきた記憶、メモリアルに配慮した公園整備を目指します。

なお、公園空白地区において 500 ㎡以上の土地売却が発生した場合は、その用地を取得し公園の新設を目指します。その際、公園空白地区における公園新設の考え方として、公園空白地区に借地公園がある場合は、既に公園として整備されている借地公園を優先的に取得し、公園空白地区に借地公園がない場合は、生産緑地等を取得し公園の新設を目指します。

写真　泉小学校跡地の様子

公園空白地区における公園新設の考え方のまとめ

【公園空白地区における公園新設の考え方】

・基本的には街区公園規模以上の公園整備に努める

・公園実態調査で利用の多くみられた 500 ㎡以上の公園の新設を目指す

・誘致距離 250m(街区公園基準)、公園面積 500 ㎡以上の公園を配置済みとする

・公園空白地区について優先的に公園の新設を目指す

【土地取得の考え方】

①公園空白地区に借地公園等がある場合

・将来的な取得の可能性を考慮し、借地公園の用地取得を優先しながらも、生産緑地等についても必要に応じて柔軟に検討

②公園空白地区に借地公園等がない場合

・生産緑地等の民地を含めて土地を取得し、公園の新設を目指す

基本方針③：老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう

【基本方針】

公園は子供から高齢者まで誰もが利用することのできる公共施設です。そのため、日頃から公園遊具等や樹木に対して維持管理や更新を適切に行うことで、市民の安心な利用の基盤となる安全管理を行います。また、現状の公園を魅力的に更新していくためには、安全管理の視点に加え、公園遊具等や樹木の質の確保も重要です。そのため、公園遊具等の老朽化や樹木の老木化については、安全及び質の両面から計画的な維持管理や更新及び伐採を進めていきます。

公園遊具等の老朽化の対応としては、市民のニーズに合った更新を行うことで質の確保を目指します。例えばボール遊びのニーズが高い地域では、遊具等を撤去してボール遊びができる公園として更新することや、高齢化が進んだ地域では、公園の遊具等を健康遊具に更新するなどが考えられます。また、老朽化した遊具等による事故の防止対策を行うとともに、防犯対策として防犯カメラや公園灯の設置や更新を検討することで、利用者の安全に配慮した管理を行います。

樹木の老木化への対応としては、計画的な更新や伐採を行うことで、利用者の安全管理を行います。また、良質なみどりの確保や利用者の憩いの空間となる木陰の創出等を行うことで魅力的な空間の創出を目指します。

◆基本方針③に関連する市民の意見

【理想】

- 新しく公園をつくるだけでなく、現状の公園を魅力的にしていくことも大切
- 地域ごとの公園の特色を活かしながら公園の運営や活用を進めていきたい
- 公園ごとにいろいろな種類の使い方ができるようにしていきたい
- 公園に１つでも個性のある遊具や場所をつくっていきたい
- 起伏など子供が何かしたくなるような場所をつくっていくことが大切
- 地域に良質なみどりを確保していきたい

【課題】

- 公園周辺の地域が高齢化しているため、遊具のある公園を使う人がいない
- 遊具があるだけでは魅力的な公園とはいえない
- ボール遊びなど禁止事項が多く、かつ遊具なども整っていない公園はどのように使ってよいかが分からない
- 人通りが少なく夜間は暗い公園は防犯面の不安がある
- 日陰がないとゆったりとくつろぐ雰囲気にならない
- 樹木や雑草など公園の管理の手が届いていない公園がある
- ベンチなど公園の設備が劣化している公園がある
- 公園におけるベンチ等の休憩施設の設置が十分ではないと感じるなど、利用に重点を置いた更新や整備を進めていく必要がある

【解決のアイデア】

- 地域で話し合いながら、公園設備をリニューアルしていこう（例えば遊具を健康遊具に変更等）
- 公園設備リニューアルのための地域のニーズの把握を行おう

【意見】

- 維持管理費を抑えながら、既存の公園をどのように運営していくかがポイント
- 遊具が充実し、つくりこまれた公園は逆に利用の自由度が低いこともある

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう

市の公園は、約 3 分の 1 が共用開始から 30 年以上経過しています。そのため、公園の中には、公園遊具等の老朽化や周辺地域の高齢化により、設置当時とは地域のニーズが大きく変化したものがあります。また、公園遊具のみならず、水道やトイレ等も更新の時期に差し掛かっているものも多く、市民からはトイレの新設や老朽化対策及び洋式化の要望も多く挙げられています。

これらの現状を踏まえ、老朽化した公園遊具等については、撤去及び地域のニーズにあった更新を推進します。基本的な考え方としては、まずは公園遊具等の維持管理を適切に行いながら利用者の安全管理を行い、その上で市民のニーズに合った機能の更新を進めていきます。例えば、公園の遊具等については、市民から「遊具があるだけでは魅力的な公園とはいえない」や「ボール遊びなど禁止事項が多く、かつ遊具なども整っていない公園はどのように使ってよいかがわからない」、また「公園周辺の地域が高齢化しているため遊具のある公園を使う人がいない」という意見等があります。このような意見を踏まえながら、例えばボール遊びのニーズが高い地域で公園遊具等が十分に整っていない公園については、遊具等を撤去してボール遊びができる公園として更新することや、高齢化が進んだ地域で子供たちが利用していない公園については、公園遊具を健康遊具に更新するなど、地域のニーズに合った公園づくりを目指します。

個性ある公園づくりという視点では、市民のアイデアとして、公園ごとに目玉となるような遊具や子供が何かしたくなるような起伏等の場所、また子育て世代からのニーズが高い水場を整備していくことで、地域にユニークな公園を増やしていこうという声もあります。このような市民の想いを実現するためにも、市民と継続的に対話を行いながら地域のニーズを把握するとともに、大きな更新を検討する際には市民協働による事業を推進します。また、市民の意見として、ベンチ等の劣化や設置の不足を指摘する内容が多く見られることから、公園遊具等の更新の際には、休憩施設としての利用にも重点を置いた更新や整備を進めます。

利用者の安全に配慮した管理としては、遊具等による事故の防止のため、日常点検や専門業者による定期点検を行い、老朽化したものは随時、撤去や更新を行います。また、防犯対策としては、市民からの見通しの悪い公園や人通りが少なく夜間に暗い公園に防犯面の不

安を感じているという意見を踏まえ、該当する公園には防犯カメラや公園灯の設置や更新を検討します。公園灯に関しては、省エネルギーに配慮して LED 化を推進します。

施策②：樹木の老木化への対応により良質なみどりを確保しよう

樹木の植生管理として、老木の伐採や樹木の維持管理及び更新を適切に行うことで、利用者の安全管理を行うとともに、地域に良質なみどりを確保します。

老木の伐採や樹木の更新を判断する方法として、日常点検や樹木医による点検・診断等を行います。また、西原自然公園のように樹木の維持管理を市民協働で推進することも、みどりの質を確保する取り組みの例として挙げられます。公園管理者と市民が協働して良質なみどりの確保に取り組むために、おおぞら公園の例では、公開樹木診断等を実施し、公園づくりのプロセスを市民と共有することで、市民の樹木への理解や知識を深めながら、公園づくりへの参加機運を醸成しています。

また、樹木単体のみどりの質の確保だけでなく、利用者の憩いの空間となる木陰の創出等、公園全体としての良質なみどりによる魅力的な空間を創出するという視点も大切にし、老木の伐採や樹木の維持管理及び更新を適切に行います。

写真　良質なみどりの例（西原自然公園）

基本方針④：市民や民間と協働して公園づくりを進めよう

【基本方針】

これまで市が進めてきた、市民協働による公園づくりや西東京いこいの森公園を中心とした民間の活力の活用による市民サービス向上の取り組みを基に、さらなる魅力的な公園づくりを進めていきます。

市民協働の推進については、「健康」応援都市における公園づくりの根幹的な取り組みです。公園で活動することは、毎日の生活の中に、運動や外出の機会といった身体的な健康だけでなく、つながりや居場所づくりといった精神的な健康づくりの機会を創出することにつながります。また、そのように公園づくりの活動に参加し、地域の生活環境を豊かにするために主体的に行動する市民が増えると、都市の生活環境そのものが健康になっていきます。そのような視点から、「健康」応援都市としての市民活動を積極的に支援するために、例えば、若者や女性が参加したくなるような公園づくりの講座の充実や公園づくりの楽しさを魅力的に伝える情報発信、子供たちが地域について学び主体的に考え行動するきっかけとなるような工夫を行い、地域全体で公園づくりへの参加の機運を醸成します。

民間活力の活用については、これまでの都市公園は、行政が設置・管理運営することが一般的でしたが、社会状況の変化により、公園施設の設え方、使い方に多様化、高度化、柔軟性が求められ、主体が公から民、あるいは民との協働が求められている時代潮流があります。国土交通省が公表した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめにおいても、都市公園は多機能性を発揮すべきとされ、民との連携を加速することなどが提言されています。市においても、平成 28 年度から市全体の約 6 分の 1 区域に該当する西東京いこいの森公園を中心とする約 50 公園で指定管理者制度を導入しています。これにより、民間の発想やノウハウを活かした市民サービスの向上や公園経営による維持管理経費削減の効果をあげています。今後は、これまでの課題等の検証を行いながら更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を目指します。

また、市民からも「既存の公園施設を活用して、公園にカフェ等をつくれると良い」や「公園にカフェ等の民間事業者が出店し、その賃料を公園の整備や活動資金に充てられると良い」という意見もあることから、都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等、民間活力を活用する新たな手法を導入しながら、魅力的な公園づくりを進めます。

◆基本方針④に関連する市民の意見

【理想】

- 既存の公園施設を活用して、公園にカフェ等をつくれると良い
- 遊び方を一緒に考えるコミュニティがあると良い
- 公園で活動することで地域につながりや居場所が増える
- 子供たちが遊びを通して主体的に考えて行動するきっかけをつくっていきたい
- 公園づくりの講座などを充実させて参加者を増やしていきたい
- 公園でカフェ等の民間事業者が出店し、その賃料を公園の整備や活動資金に充てられると良い
- カフェをオープンしたり、モノを販売したり、イベントの参加費をとるなど収益をあげる公園をつくろう
- 駄菓子屋など子供が集まりたくなる機能を併設しよう

【課題】

- 自分たちの活動を知ってもらうための情報発信が難しい
- 現状では助成金がないと活動できないので、継続するためには自分たちで資金づくりを進めていく必要性も感じている
- 民間ノウハウの活用により、若い世代の公園の活用は進んだが、高齢者が静かに過ごせる場が少なくなったという声もある

【意見】

- 市民と話をしながら公園の将来を考えていくことが大切
- 市民の想いをどれだけ実現できるかが大切
- 民間活力の活用を進めることで、公園を利用する人やプログラムが増えた

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう

市民協働による公園づくりでは、楽しさやデザインを重視した活動支援や情報発信を行うことで、公園づくりに参加する市民を増やすことを目指します。

市民が公園で実現したいことは様々であり、そのためには市民と公園管理者の協働が必要です。市民が公園で実現したいことの例として、比較的大きな公園では、子供たちがボール遊びや水遊びができ芝生にテントも貼れるような家族で楽しめる公園づくり等があり、また小規模公園では、常設のプレパークづくりやシェア農園づくり等があります。また、設置管理許可制度を活用する例として、オーガニックなカフェやエコロジカルな商品を販売する店舗等があり、公園全体に Wi-Fi が整備されているような、様々な世代や職種の人が過ごせる公園をつくっていきたいという意見もあります。それらの実現に向けて、市民協働担当職員を中心に、継続的に市民と対話を進めるとともに、公園における市民の主体的な活動を、情報、制度、ノウハウ、資金等の様々な側面から支援する仕組みづくりを行います。

そのような、市民協働を推進する仕組みとして、市民協働で事業を実施することを前提に、公園を活用したい市民を募り、公園管理者が設置する事務局が企画の実現を支援する取り組みを行います（図 3.4）。具体的には、まずは運営事務局を発足し、市民の活動を支援できる体制をつくります。次に、計画の策定を通して市民から発案された公園活用のアイデアを広く市民に伝え、アイデアを実現してみたい個人や団体を募ります。応募者は、事務局と相談・協議を進めながら活用する対象公園を選定し、アイデアの実現を目指します。アイデアの実現は、ある一定の期間を設けた試験的な実施とします。試験的な実施を通して、公園周辺の市民の意見を聞きながら相談・協議を行います。この仕組みは、公園づくりに参加する市民を増やすという考え方から市内の公園を対象に運用を進めますが、特に市の課題である小規模公園や緑地の活用を目指します。市民協働での小規模公園や緑地の活用については、計画の第 4 章で詳細を記述します。

また、市民の意見として、公園づくりの活動における情報発信や活動資金が課題として挙げられます。そのため情報発信については、デザインや情報発信のスキルを有した市民協働担当職員が支援を行うとともに、各公園に共通するデザインコード等の設置も検討する等、各専門業者と連携しながら統一感のあるデザインや情報発信に取り組みます。活動資金については、指定管理者の収益事業や公募設置管理制度（Park-PFI）による売り上げの一部を

公園の維持管理費だけでなく、市民の活動資金に充てる仕組みづくりについても検討します。

市が育成に取り組んでいる自立した公園ボランティア組織は、約 900 人（平成 29 年 12 月末）の公園管理協力会員の登録があります。今後は、ボランティア養成講座を積極的に推進する等、さらなる公園ボランティア活動の活性化を支援するとともに、市民協働の推進により、公園ボランティアと連携した公園の維持管理を進めていきます。

公園と近隣施設との関連として、図書館、福祉施設、保育園、児童館、小中学校、商業施設等が近隣にある公園については、各施設と連携の強化を図ることで公園の活用を進めていきます。例えば、児童館や高齢者福祉施設が近隣にある場合は、公園で音楽や昔遊び等の活動を通して子供たちと高齢者が交流できる仕組みづくりも考えられます。また、小中学校が近隣にある場合は、自然教育や自然エネルギーや雨水の活用による環境教育、小中学生と協働した食育の推進などが考えられます。

また、例えば公園に児童厚生施設の設置を行うといった公園以外の公的活用の検討も進めるために占用用件の緩和を行う等、様々な施設と公園を一体的に整備活用する方法も考えられます。

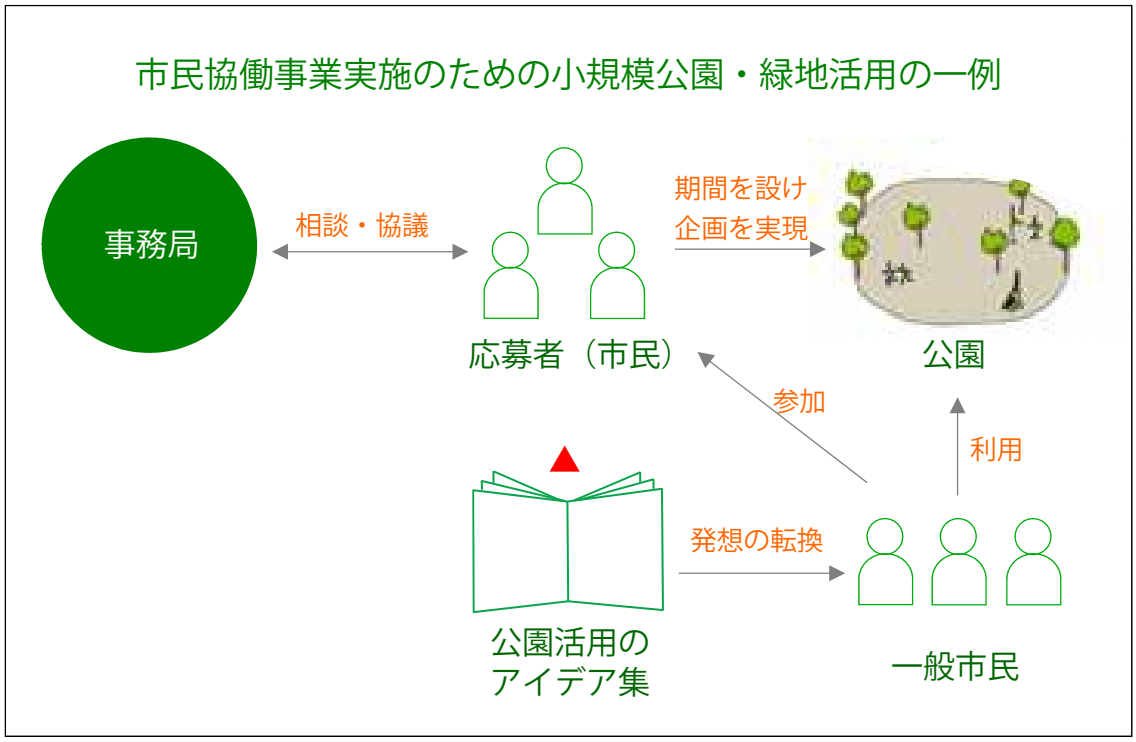

図 3.4　市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例

施策②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上や維持管理費の抑制に努めます。そのため、これまで西東京いこいの森公園周辺の約 50 公園で取り組んできた民間活力の活用における課題等の検証を行いながら、更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を進めます。

市民サービスの向上という点においては、市民からも、民間活力の活用により公園プログラムや利用者が増えたという意見もあります。西東京いこいの森公園の例では、ケータリングカーで購入した飲食物が食べられるパークリビングカフェの設置や機材のレンタルが可能なバーベキューサービス、市内の農家と協働したファーマーズマーケット、子育て団体と協働した親子プログラム等、市民向けの様々なプログラムが実施されています。また、民間の発想やノウハウを活かした公園経営を進めることで、市民サービスの向上を図りながら維持管理経費を抑制する成果をあげています。さらに、市民協働事業の積極的な推進を目指し、公園管理者による市民協働担当を配置し、行政とも協働しながら市民活動の支援も行っています。

今後は、さらなる民間活力の活用のため、公園のサイズごとに協働のビジョンを定めていきます。比較的大きな公園については、都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等の手法を活用することで、コーヒーショップや地元の人気の店舗等による質の高い市民サービスを提供することが可能となります。また、それらの店舗等が設置されることで、地域に公園を拠点として新たな人の循環が生まれるなど、地域経済への波及効果も期待されます。さらには、民間事業者による店舗等の収益施設の設置による賃料や売り上げの一部を公園づくりや市民活動の資金に充てることで、魅力的な公園づくりを行いながら利用者を増やす好循環をつくる仕組みも検討します。

この考え方は、市が公園管理者の場合だけでなく、例えば西東京いこいの森公園周辺のように、指定管理制度により民間事業者が当該エリアの複数の公園の公園管理者である場合も適用できるよう契約内容等の作成や更新を行います。具体的には、別の民間事業者が公募設置管理制度（Park-PFI）により、設置施設を含む公園全体を活用し、収益事業を可能とすることを検討します。その場合、指定管理者である民間事業者に賃料や売り上げの一部が支払われる仕組みも併せて構築します。

さらに、地域のシンボル拠点となり得る大きな公園については、民間事業者とスポンサー契約を結び、公園のネーミングライツの活用を進めることで、公園づくりのための財源の確保を目指します。

小規模公園や緑地についても同様に、民間活力の活用し、民間事業者が施設の新設や既存施設を改修することで、公園を活用して実施することを可能とします。ただし、小規模公園や緑地については面積が小さいことから、設置施設を含めた公園全体を管理することを基本とします。

小規模公園や緑地は、1 つの公園につき 1 事業者による管理とし、例えば飲食店が運営するカフェパークや本屋が運営するブックパーク、子育て系の NPO が運営するプレパーク等、地域に特色のある公園の創出を目指します。

その際、別々の地域にある点としての公園を活用するだけではなく、エリアリノベーションの考え方を基に、同じ地域にある複数の公園に民間活力を活用し、面的に地域の公園の活用を進め、エリア全体の価値の向上を図ります。一方で、市民協働による小規模公園や緑地の活用において、例えば、市民が製作したテラスやベンチを設置したり、市民主体のハーブ園などの整備を検討します。

基本方針⑤：小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう

【基本方針】

市は小規模公園や緑地が多く、維持管理費の増が課題となっています。また公園実態調査の結果からも、500 ㎡以上の比較的大きな公園は利用がみられましたが、調査対象公園数の６割を占める 100 ㎡未満の小規模緑地や 300 ㎡未満の小規模公園は利用があまりみられなかったことも分かっています。それらの小規模公園や緑地は、公園実態調査においては市民の利用がみられませんでしたが、私たちの生活に身近なみどりやオープンスペースの確保という視点からは、地域の生活環境を豊かにする要素であるとも考えることができます。それらは空間単体として点で捉えると小規模なものですが、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら再生することができれば、それはエリア全体の生活環境に関わるような大きなアクションになり得ます。そのような視点から、新たな小規模公園や緑地の提供を抑制する仕組みづくりを進めながら、既存の緑地や公園については様々な市民ニーズの受け皿として活用することで、市民協働による小規模公園や緑地の活用を進めます。

具体的には、まずは市民から小規模公園や緑地の活用のアイデアを募り、市民協働でアイデアの実現に向けたアクションを起こし、小規模公園や緑地をフィールドに活動を実践します。活用の例としては、地域の自主管理においてハーブ園として活用することで良質なみどりを確保するアイデアや、ハンモックに揺られながら本を読むことができる公園、DIY で製作されたカウンターを使って週末になるとバーが開催される公園等のアイデアがあります。それらのアイデアの実現の際には、商工会や農業従事者等の関連団体との連携も図ります。

また、市民の小規模公園や緑地の活用を支援する仕組みづくりを進めるとともに、例えばひとりでも楽しめる公園の使い方の開発等、小規模公園や緑地の使い方のアイデアを広めるためのツールづくりや情報発信も行います。それらの方法や市民のアイデアについては、次章で詳しく記述します。

◆基本方針⑤に関連する市民の意見

【理想】

- 小さい公園は 1 つの機能に特化して専用公園にしよう
- 自分たちの手でつくれる公園があったらよい
- 近隣にいろいろな種類の公園があって、自分で選択しながら使えると生活が楽しくなる

【課題】

- 地域には小さな公園が多く、維持管理が課題となっている
- ゴミ集積所と一体になっている公園は環境が良くない
- ベンチや遊具も何もなく、公園の禁止事項はある
- 入り口のガードやフェンスが入りにくさを感じさせる
- 三方が住宅に囲まれており、人の庭のようで入りづらい
- 小さすぎて公園であることが地域に認知されていない

【解決のアイデア】

- ひとりでも楽しめる公園の使い方を発明しよう
- 公園の使い方のアイデアが広がるアイデア集をつくろう
- アイデア集をヒントに、市民のアイデアを実現していこう
- 市民の公園づくりの活動や想いを地域内外に発信していこう
- ベンチやテラスなど DIY で公園をつくろう
- ホップを育てクラフトビールづくりを行ったり、公園に BAR をつくってみよう
- 移動販売などをやってみたい事業者に貸してみよう
- ハーブの収穫祭やマルシェ等が連携し、食のイベントを開催しよう

【意見】

- 公園をつないだネットワークで活用や運用を考えることが必要
- 小さな公園が多いが、現状あるものを廃止するのは難しいので、活用を進めていくことが現実的な解決策だろう
- 開発に伴う提供公園等の条例を見直す必要があるのではないか
- 利用が少ない小さな公園は統廃合することも検討してはどうか
- 小規模公園には、高齢者が散歩のついでに立ち寄りストレッチをする器具やベンチの設置が求められている

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう

公園実態調査で利用があまりみられなかった小規模公園や緑地の多くは、地域で公的な公園や緑地と認知されていないことや、また認知されていたとしても小さすぎて使い方がイメージできないといった課題を抱えています。

市民協働で小規模公園や緑地の活用を進めるためには、まずは地域で小規模公園や緑地が誰でも活用できる空間であることの発信や、公園の新たな活用に向けた発想の転換を図る必要があります。

そのような状況を踏まえ、小規模公園や緑地の活用のアイデアを市民から公募し、市民協働でアイデアを実際に実現することで、市民が自宅や職場の近くの小規模公園や緑地の存在に気づき、既存の公園の使い方とは異なる活用方法をイメージするための機運づくりを行います。また、小規模公園や緑地を活用した市民活動を支援することで、特色ある小規模公園や緑地づくりを行うとともに、それらの活動を広く発信し、小規模公園や緑地を楽しく活用する市民を増やします。

小規模公園や緑地で実現を目指すアイデアの例としては、DIY で公園のベンチや遊具を製作するアイデアや、コミュニティガーデンでホップを育てみんなでクラフトビールづくりを行うアイデアのように、既存の公園ではみられないような活用方法があります。また、複数の公園にアーティストの作品を展示して公園を巡る美術館をつくるアイデアや、休憩ポイントをつないで魅力的なウォーキングコースを企画するアイデア、またエリアの複数の公園をハーブのコミュニティガーデンとして活用し、食をテーマに収穫祭やマルシェの開催を行うアイデア等、エリアの公園を線的あるいは面的につなぐような活用のアイデアもあります。また、設置管理許可制度等を活用しながら市民活動に必要な設備を設置したり、公園以外の公的活用の検討を進めるための占用規制要件の緩和等の検討も行います。これにより、小規模公園や緑地を 1 つの機能に特化した専用公園とする等、アイデアの実現に必要な制度的な支援を行いながら市民協働での小規模公園や緑地の活用を目指します。

そのような活動を地域の様々な場所で市民とともに繰り返し実践することで、小規模公園や緑地の活用の機運を醸成するとともに、公園づくりの活動に楽しく参加する市民を増やし、公園を拠点に健康な生活環境づくりを推進していきます。

しかし、小規模公園や緑地は住宅地の中にあることも多く、周辺環境への配慮も欠かすこ

とのできません。したがって、アイデアの実現を目指す際には、市民と事務局が協働して地域に暮らす人たちと話し合い、地域のニーズにあった活用を進めることも重要です。

市では小規模公園や緑地の数が多く、その数は年々増加しています。小規模公園や緑地の維持管理が課題となっている現状を踏まえ、開発に伴い提供される小規模公園や緑地の地域管理を目指します。市内の小規模公園や緑地の多くは、開発事業等に伴い整備され提供されたものです。地域にみどりやオープンスペースを生み出すことで、生活環境を豊かにする側面もありますが、公園実態調査の結果からも市民に十分に活用されていない傾向にあるのが現状です。また、開発に伴い提供される小規模公園や緑地は、市域全体でのバランスとれた計画的な配置の実現が難しく、小規模公園や緑地の多い地域に新たに小規模公園や緑地が提供されることもあります。

しかし、例えば保谷町ローズガーデンのように小規模公園であっても市民協働で自主管理（地域管理）を行うことで質の高いみどりを確保している事例等、コミュニティガーデンが地域の生活環境の向上に寄与している事例もあります。このような事例を踏まえて、今後は地域管理により独自の公園ルールを定め、地域にあった利用ができる公園づくり等、市民協働での小規模公園や緑地の地域管理や活用の仕組づくりを行います。さらに、開発に伴い提供される小規模公園や緑地と、既存の公園や緑地とが隣接する場合は、これらを一体の公園として活用することも目指します。

基本方針⑥：財源の確保の方法を工夫しよう

【基本方針】

都市のみどりの減少傾向を踏まえ、みどりの保全・確保や公園空白地区を考慮した公園整備など、計画的な公園緑地の整備が望まれています。しかし、少子高齢化が進展する中、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられます。そのため、これまで以上に財政のスリム化、効率化を図る必要があることから、みどりの基金の充実など、公園整備のための財源確保に取り組む必要があります。

財源確保の方法のひとつとして、地域にみどりが十分に確保されている場合は、小規模公園や緑地の提供に替えて、金銭納付の基準を見直すことで、公園整備の原資であるみどり基金の充実を図ります。また、開発に伴い緑地や公園の設置がされる場合は、設置された緑地を提供者や地域が地域管理できる仕組みづくりも検討することで、質の高いみどりの確保を目指します。

また、市民サービスの向上を図りながら、財源確保を進める方法として、民間活力の活用も推進していきます。例えば、指定管理者制度では、維持管理費の抑制で一定の成果を上げています。今後は、これまでの取り組みについての課題等の検討を行いながら、民間事業者による管理区域の拡大も検討し、さらなる維持管理費の抑制を目指します。さらに、維持管理費を抑制するだけでなく、公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用しながら、民間事業者によるカフェや店舗等の設置や公園の管理運営を促し、公園づくりに必要な資金の一部を公園で行う収益事業により生み出す仕組みづくりも進めていきます。

また、公園づくりに関わる様々なデザインや情報発信に重点的に取り組むことで、公園や公園を拠点としたエリアのブランディングを推進し、ネーミングライツの活用や民間事業者による広告収入、さらには例えばトートバック等のオリジナルグッズの販売等を行いながら財源の積極的な確保を目指します。

◆基本方針⑥に関連する市民の意見

【理想】

- 管理棟などの既存施設を改修して市民や民間に貸し出してはどうか
- 提供公園の維持管理は提供者に自主管理してもらうことが理想である

【課題】

- これ以上、小規模公園や緑地を増やさないように条例の改正も視野にいれるべきである
- 小規模公園や緑地が近接することもあり、エリアでマネジメントする仕組みづくりが必要である

【解決のアイデア】

- みどり基金の充実やみどりの質の確保に向けて協議を行おう
- 公園の維持管理にもみどり基金が活用できるようにしよう
- 移動販売などをやってみたい事業者に貸してみよう
- 公園の管理棟などの既存施設等を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- 公園の活動プラグラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等を得る仕組みをつくろう
- 講座などを開催し、公園づくりの知識やスキルを持った市民を増やそう

【意見】

- 維持管理費を抑えながら、既存の公園をどのように運営していくかが大切
- セントラルパークのように、公園の恩恵を受けている周辺の人からお金を集めるなど抜本的なアイデアも検討をしてはどうか
- 地域に暮らす実感として、緑地等が付近にある場合の距離は 100mが適切と感じる
- 金銭納付は目的ではなく、質の高いみどりを保全するための手段である

【基本施策】

市民のニーズを反映するため以下の施策を実施します。

施策①：みどり基金の充実を図るとともに原資となる金銭納付の基準を見直そう

みどり基金の設置の目的は、みどり基金条例において「緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進を図るため」と定められており、その資金は緑地や公園整備の原資となります。

地域に偏りのない計画的な公園整備を行うには、基となる財源の確保が必要であり、その主な方法とひとつとして、みどり基金の充実が挙げられます。みどり基金の主な原資は、開発に伴う金銭納付となっています。

市では人にやさしいまちづくり条例における、「人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。」との理念の下、開発に伴う緑地等の設置基準を定めていますが、「開発区域の形状、地勢により条例に規定する緑地を設置できないとき、又はその他の理由により設置する必要がないと市長が認めたとき」は、緑地の設置ではなく金銭での納付を認めています。

みどり基金の目的が、緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進であることから、人にやさしいまちづくり条例の基本理念を尊重しつつ、この基準を見直し、開発が予定されている地域に既に十分なみどりが確保されていると判断できる場合は、開発の協議を行うこととします。これにより、長期的な公園運営の視点の基に、公園空白地区等に質の高いみどりを有した緑地や公園を設置できるようにします。また、設置された緑地は、例えば保谷町ローズガーデンのように地域管理とする仕組みづくりを行うことで、市民協働の結果としての良質なみどりの確保や維持管理費の抑制を目指します。

金銭納付を可能とする条件として、『緑地等が付近にある場合』も認め、みどり基金の充実を図ります。本市において『緑地等が付近にある場合』については、表 3.3 と定め、具体的な基準例は図 3.5 に図示しています。

また、これまで公園の新設に活用されてきたみどり基金の活用方法についても見直しを行い、公園のリニューアルやみどりの保全、維持管理等にも活用できるように進めることで、より地域の状況や市民のニーズを反映したかたちで、良質なみどりの確保を目指します。

表 3.3 緑地等が付近にある場合の基準

緑地等が付近にある場合の基準	
項目	**基準**
緑地等とは	① 市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園 ② 都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園 ③ 市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である次の施設 ・特別緑地保全地区 ・栄町二丁目樹林地 ・近隣区市の公立公園 ・都立公園及び緑地保全地域
付近にある場合とは	開発区域の境界線から水平距離で 100mの範囲内に既存又は新設予定の緑地等が存在する場合（100m で接する場合を含む）

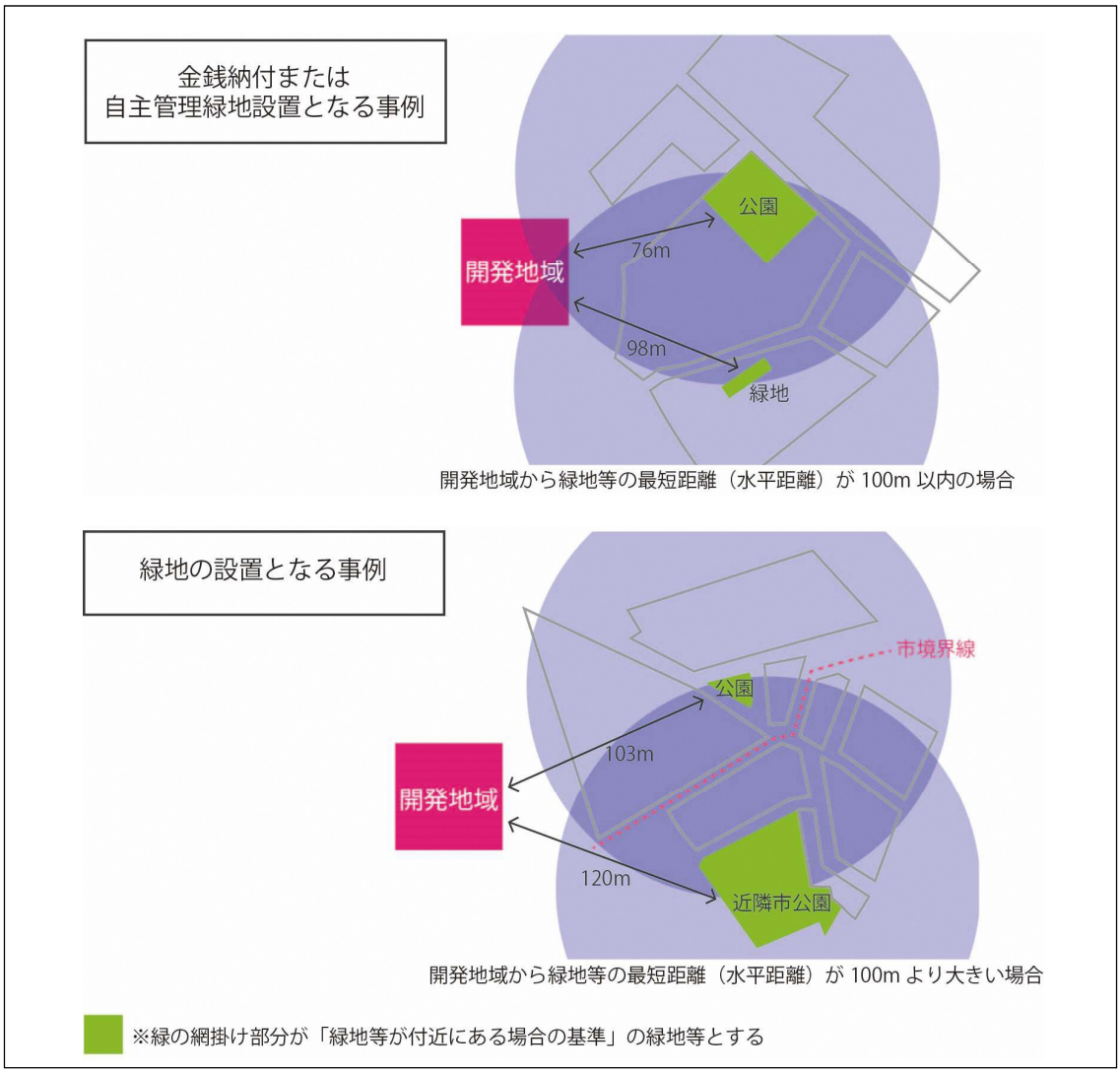

図 3.5 緑地等が付近にある場合の基準例

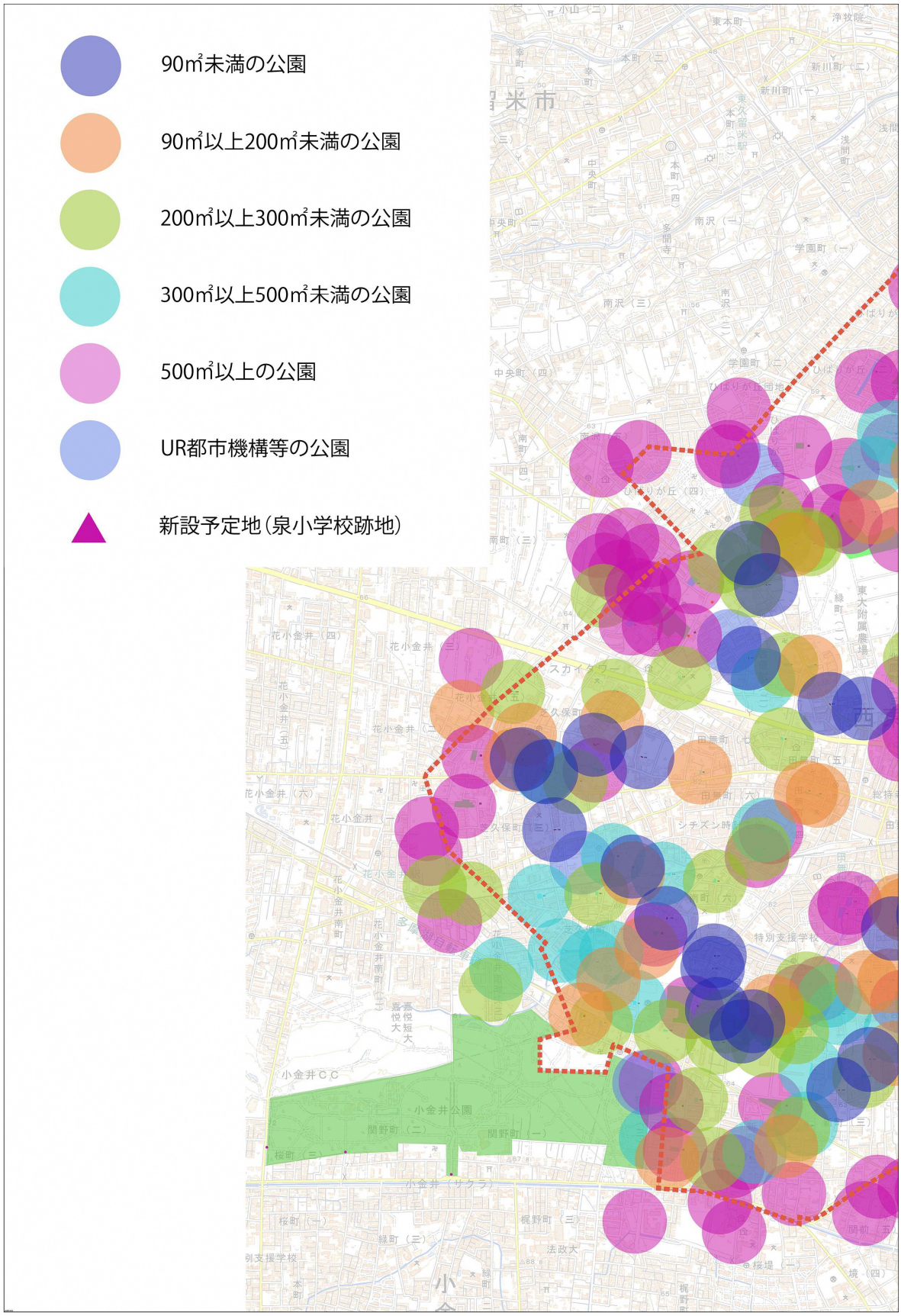
90㎡未満の公園
90㎡以上200㎡未満の公園
200㎡以上300㎡未満の公園
300㎡以上500㎡未満の公園
500㎡以上の公園
UR都市機構等の公園
新設予定地（泉小学校跡地）

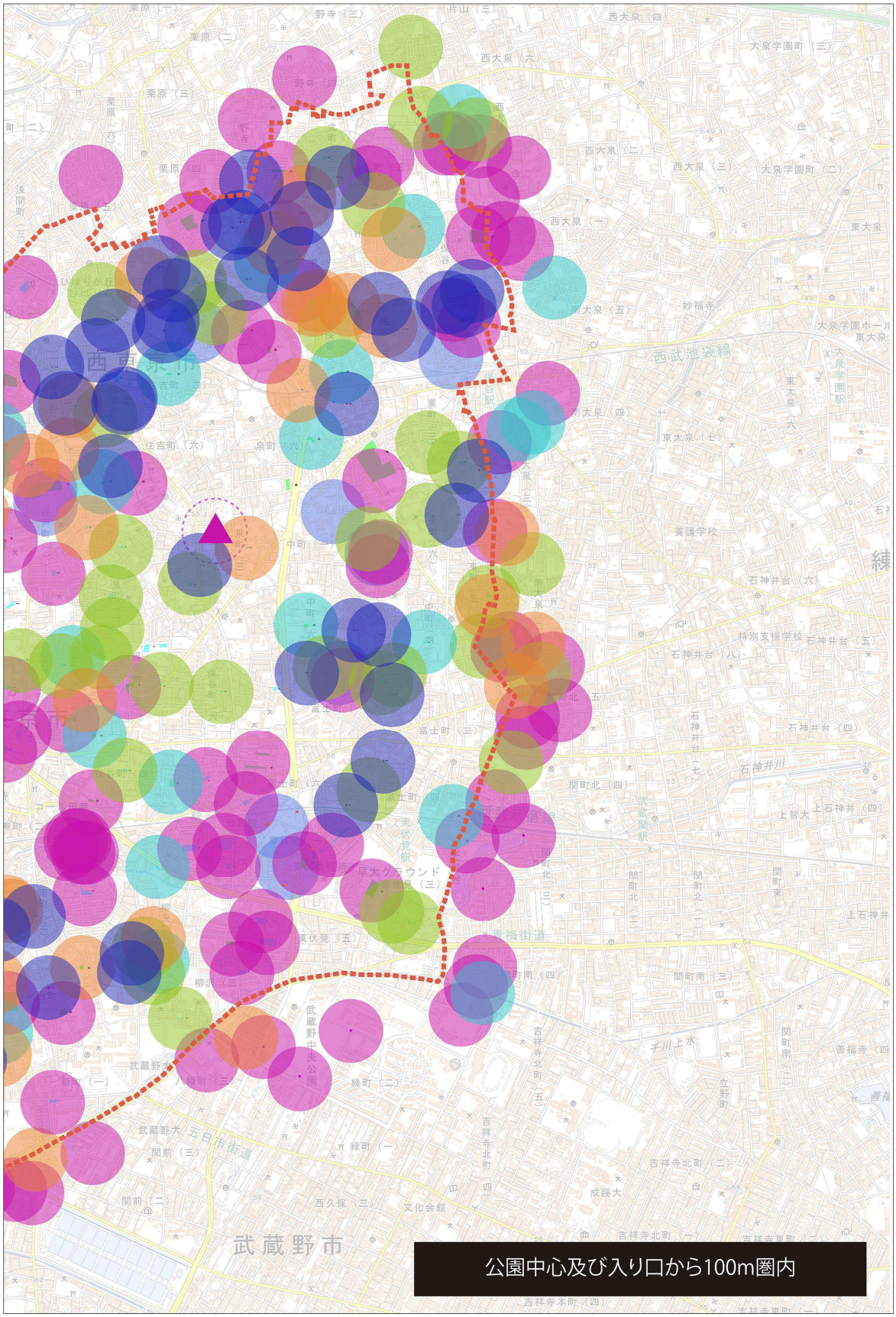

図 3.6　緑地等が付近にある場合（水平距離 100m）の公園配置イメージ

施策②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

民間活力を活用し、市民サービスの向上を図りながら、収益事業による公園づくりを進めます。また、市民協働で公園づくりや緑地の維持管理を進めていきます。

比較的大きな公園については、公募設置管理制度（Park-PFI）等の手法を活用することで、民間事業者が例えば公園内にコーヒーショップや地元の人気店舗等の収益施設を設置し、事業を行うことを可能とします。また、それらの民間事業者による賃料収入や収益の一部を公園づくりの資金とする仕組みづくりも行います。さらに、公園内に店舗等があることで、公園を拠点として地域に新たな人の循環が生まれるなど、地域経済への波及効果も期待されます。さらに、地域のシンボル拠点となり得る比較的大きな公園については、民間事業者とスポンサー契約を結び、公園及び公園施設等のネーミングライツの活用を進めることで、公園づくりのための財源の確保を目指します。民間活力を活用し、さらなる維持管理費の削減を図ります。そのため、指定管理者制度における課題等の検証を行いながら、更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を進めます。

小規模公園や緑地についても、民間事業者との連携を促すことで、収益事業の可能性を検討します。ただし、小規模公園や緑地は面積が 300 ㎡未満と小さいことから、設置施設を含めた公園全体の管理運営を行うことを基本とします。小規模公園や緑地においても同様に、賃料や売り上げの一部を公園づくりの資金として活用する仕組みづくりを進めます。

さらには、小規模公園や緑地においては市民協働を推進し、市民が公園を活用して収益事業を行い、市民活動の資金づくりを行うことができる仕組みづくりも進めます。また、小規模公園や緑地で市民のニーズを反映した活用を進めながらも、市民協働で公園づくりを行うことで、公園の維持管理費も抑制するなど、双方にメリットがある事業推進を目指します。

3-3「健康」応援都市における公園づくりのまとめ

本章では、市における公園づくりの具体的な考え方と施策について記述しました。

これらの内容を市民協働で検討するために平成 28 年度より継続的に市民ワークショップを開催し、参加者とともに公園の利用の実態調査を実施し、小規模公園の利活用についてアイデアを出し合いました。また、有識者、公園ボランティア及び公募市民を交えた市民懇談会においては、計画における方向性について議論を深めました。また、庁内に設置した公園配置計画策定庁内検討委員会においては法的な確認や関連計画との整理などの下準備を行いました。なお、本章に掲げた基本方針と基本施策に基づき、都市計画・福祉・保育・教育・産業振興・防災など、庁内の連携を図ります。

「健康」応援都市における公園づくりに実現に向けて、既設の公園を現在のニーズに合わせ、また、老朽化した施設の安全性を確保するなどリニューアルにより利用される公園に改変することや公園空白地区に利用される規模の公園の整備を進めること、これまで開発によって提供されてきた小規模公園や緑地の活用など、これまでの公園の利用の枠にとらわれない方法やアイデアが必要になります。

そして、この計画を市民協働で推進することが、「健康」応援都市の実現を目指すためには欠かせません。なぜなら、計画の策定や実施を市民協働で推進することを通して、公園づくりに参加する市民が増えることは、運動やつながり、生きがいづくり等を実践する市民が増えることであると考えるからです。公園づくりを進めながら、地域の課題を解決する活動に楽しく参加する市民が増えると、その地域の生活環境は豊かで健康なものに変わっていくことが期待されます。

以上のような視点を基に、市民協働での計画の実施を通して、公園づくりに参加する市民を増やし、「健康」応援都市の実現を目指します。

第４章　市民協働による小規模公園・緑地活用のアイデア

第４章　市民協働による小規模公園・緑地活用のアイデア

4-1 小規模公園や緑地を活用したライフスタイルとは

「健康」応援都市のライフスタイル

1 日の生活の中で、屋外のみどりや空や風を感じながら過ごす時間はどれくらいありますか？職場も学校とも違う地域の人たちと、一緒にお喋りすることはありますか？

市では、都会で生活しながらも、屋外で気持ちよく過ごす時間をつくったり、地域でつながりをつくる機会を増やすことで、毎日の生活を少しだけ豊かにするような「健康」応援都市ならではのライフスタイルを提案しています。

小規模公園や緑地を地域の庭として活用しよう

そのようなライフスタイルを実現するきっかけとして、地域に多くみられる小規模公園や緑地が活用できると考えています。市の小規模公園や緑地は、その名の通り公園面積が小さく、住宅地にあることも多いので、大きな公園と同じような方法で活用することはできません。しかし、小規模公園や緑地は、自宅や職場の近くにある身近な屋外空間であることから、地域の庭として生活の中にささやかな豊かさや楽しみを生み出すための活動を実現できる空間であると考えることもできます。

生活やまちが変わるきっかけに

そのような地域の庭としての身近な屋外空間が魅力的に活用されていくことは、私たちの生活や暮らしているまちが変わっていくきっかけになると考えています。「健康」応援都市ならではのライフスタイルとは、このような公園づくりや地域づくりに楽しみながら参加することを通して、自分自身の人生を豊かなものにしていく暮らし方であるともいえます。

4-2 小規模公園・緑地活用の方法

市の目指す小規模公園や緑地の活用は、市民のやってみたい企画を市民自身が実現することを支援するものです。基本的な考え方として、市民協働で事業を実施することを前提に、小規模公園や緑地を活用したい市民を募り、公園管理者が設置する事務局が企画の実現を支援します。また、公園は誰でも自由に活用できる公共空間であるため、実現を目指すアイデアは以下の３つの考え方に基づくものとします。

【小規模公園や緑地で実現したいこと】

① 活動する人たちが楽しいこと

② 誰でも活動に参加できること

③ 地域のためになること

具体的には、まずは事務局を発足し、市民の活動を支援できる体制をつくります。次に、計画の策定を通して市民から発案された小規模公園や緑地の活用のアイデアを広く市民に伝え、アイデアを実現してみたい個人や団体を募ります。応募者は、事務局と相談・協議を進めながら活用する小規模公園や緑地を選定し、アイデアの実現を目指します。アイデアの実現は、ある一定の期間を設けた試験的な実施とします。試験的な実施を通して、公園周辺の市民の意見を聞きながら対話を進めます。

以上の方法で、市民協働による小規模公園や緑地の活用を目指します。

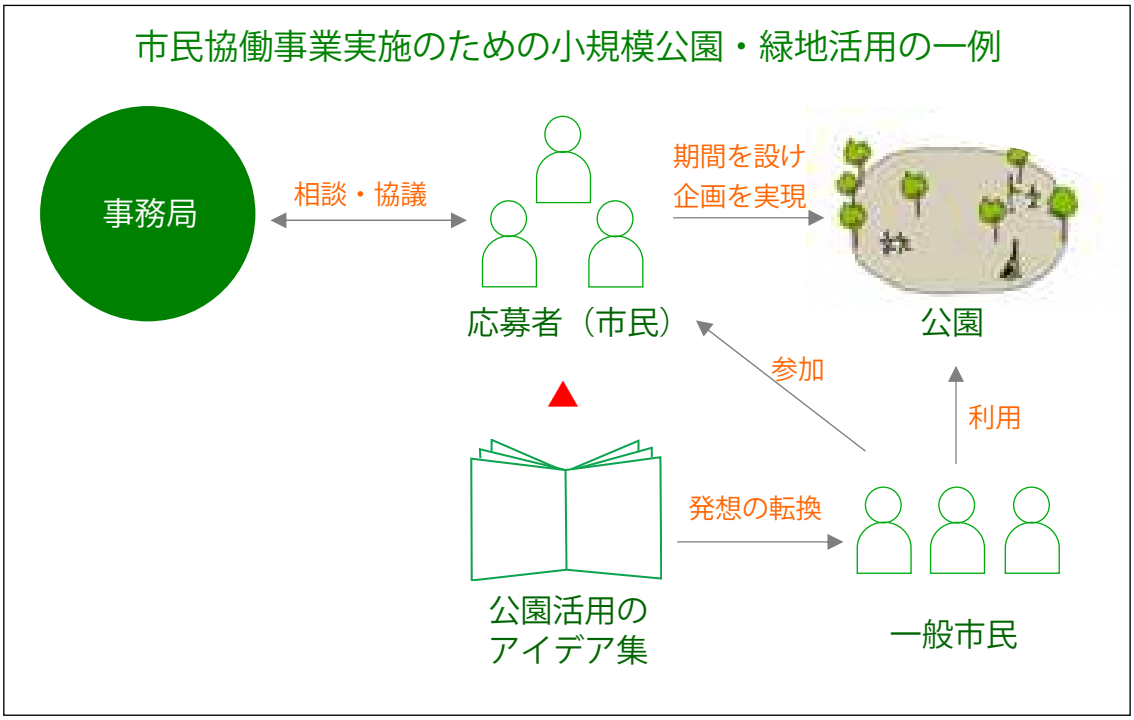

図 4.1　市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例

4-3 小規模公園・緑地活用のアイデア

4-3-1 市民ワークショップの開催

市民協働で小規模公園や緑地の活用を進めるためには、小規模公園や緑地で実現するアイデア自体が、市民がやってみたい内容であり、かつ地域に求められているものであることが大切です。

そのため、平成 29 年度は全 2 回の市民ワークショップを開催し、参加者とともに小規模公園や緑地を活用して実現したいアイデアについて意見交換をしました。これらの意見交換を通して、小規模公園や緑地を活用する様子を生活の中で具体的にイメージしてもらうとともに、市民協働による活用に向けた機運づくりを行いました。

市民ワークショップの概要（全 2 回）

① 第 1 回市民ワークショップ

小さな公園を活用して生活の楽しみを生み出そう

・日時：平成 29 年 7 月 9 日（日）
　　14：00～16：00
・場所：西東京いこいの森公園
・参加人数：34 名

小規模公園の大きさを体験

② 第 2 回市民ワークショップ

小さな公園を活用したライフスタイルとは

・日時：平成 29 年 9 月 9 日（土）
　　14：00～16：00
・場所：西東京エコプラザ
・参加人数：35 名

チームに分かれてアイデアの話し合い

図 4.2　市民ワークショップの概要

4-3-2 小規模公園・緑地活用のアイデア

市民協働の小規模公園や緑地の活用のアイデアをより充実したものとするために、平成29 年度の市民ワークショップで出たアイデアに、平成 28 年度の市民ワークショップで出た小規模公園や緑地の活用に関わるアイデアを加え、一覧表にまとめました（表 4.1）。各々のアイデアは、例えば育てるや食べるなど生活の中に見られる活動ごとに分類しました。小規模公園や緑地を活用しながら、活動の選択肢を増やしていくことは、都市における私たちの生活をさらに多様で豊かなものにすると考えられます。

また、一覧表にまとめたアイデアのうち具体的な内容については、企画例として詳細を記述しています（図 4.3）。

これらの市民ワークショップでのアイデアを基に検討を進め、将来的には小規模公園や緑地を活用してアイデアを実現したい市民の募集を行います。

表 4.1 市民ワークショップで出た意見のまとめ

活動の種類	意見
食べる	民間に貸して屋台やキッチンカーの屋外カフェをつくろう
	収穫した野菜を使ってケータリングが提供できるようにしよう
	静かにお酒が飲めるバーイベントを開催しよう
	一品持ち寄り居酒屋をやってみよう
	近所のみんなでランチをしてみよう
	屋外の子供食堂をやってみよう
料理する	畑で収穫した野菜で朝ごはんをつくろう
	各公園で異なるハーブを育て、公園をめぐる料理教室をやってみよう
育てる	体験農園に隣接しているという立地を活かして、シェア農園をやってみよう
	小さな公園は地域の人が自由に家庭菜園に利用できる畑にしよう
	レモンやオレンジなど実のなる樹木を植えよう
	ホップを育ててクラフトビールをつくろう
	小さな公園や緑地をガーデニングができる共用の庭としよう
	子供たちと一緒に植物を育てて近所の庭に配ろう
	虫を育てられる公園をつくろう

表 4.1 市民ワークショップで出た意見のまとめ

活動の種類	意見
買い物する	農地の横の公園・緑地でファーマーズマーケットを開催しよう
	農家の朝市や産直等のマルシェを開催しよう
	バザーイベントをやってみよう
	移動販売を集めた市民ミニマルシェを開催しよう
	近所の人たちで 1 日限定カフェをやってみよう
	手づくり品の販売イベントをやってみよう
働く	屋外で仕事や勉強ができるコワーキングスペースをつくってみよう
交流する	本を物々交換できる青空図書館をつくろう
	おもちゃの物々交換所をつくろう
	近隣住民のオープンガーデンとして活用しよう
	色んな昔遊びが体験できる公園をつくろう
観る	ご近所で映画やスポーツ上映を楽しもう
	お花見ポイントを発見し花見会場プロデュースしよう
遊ぶ	小さな公園を常設のプレーパークにしよう
	公園全体をミニカーのコースにしてみよう
	夏場に思いっきり水遊びできる公園をつくろう
	落ち葉を使ってプールやアートをつくり、最後は焼き芋をやろう
	小さな公園をつないで宝探しゲームをやろう
	小さな公園をつないで肝試しをやろう
	公園全体を砂場にしよう
運動する	散策の休憩ポイントをつくり、小さい公園や緑地をめぐるウォーキングコースをつくろう
	公園をめぐるスタンプラリーをやってみよう
	地域のみんなで楽しめる卓球場にしてみよう
	健康づくりに特化した公園をつくろう
感じる	アーティストや美大の学生と協働して、作品を展示する公園美術館をやってみよう
	公園で写真展を開催してみよう
	地域の人の作品を発表や展示できるようにしよう

表 4.1 市民ワークショップで出た意見のまとめ

活動の種類	意見
つくる	公園のベンチやテラスなどを DIY で製作し、休憩ポイントをつくろう
	DIY で色々な道具が製作できる会員制の工房をつくろう
	子供たちの野外工作教室をやってみよう
	公園にツリーハウスをつくろう
	DIY でオリジナルの秘密基地をつくろう
休む	ハンモックや寝そべれるベンチでお昼寝してみよう
	みんなで芝生を敷いて小さい子供がゴロゴロできる場所をつくろう
	ハンモックで寝そべりながらコーヒーを飲もう
泊まる	てぶらでキャンピングパークをやってみよう
学ぶ	アウトドア体験を兼ねた防災キャンプをやろう
	子供たちの青空教室をやってみよう
触れ合う	ペット触れ合える専用公園をつくろう
その他	市民に専用公園として 1 日自由にレンタルできるようにしよう

番号	タイトル	企画内容
1	市民パークマルシェ	移動販売などを集めて、公園ごとにマルシェのテーマを設定し、小さな公園をめぐりながら楽しめるイベントを開催。 プロだけでなく、近所に暮らす人たちも気軽に出店でき、交流を楽しむことができる。
2	子供ライブラリー	公園に地域の共有本棚を設置し、子供たちの本を物々交換できるようにする野外ライブラリー。 ハンモックに揺られながら、コーヒーを片手に親子で読書を楽しむことができる。
3	サイレントバー	静かにお酒を楽しむバーイベントを開催し、公園をオシャレで大人の空間に変身させる。 将来的には、公園で育てたホップを使ったクラフトビールの飲み比べなどもやってみたい。
4	コミュニティ ハーブガーデン	公園ごとに種類の異なるハーブを育てる、会員制のハーブガーデンをつくる。 色々な種類のハーブガーデンをめぐりながら、ハーブを収穫し、ティーパーティーや料理教室などもやってみたい。
5	おばけやしき	小さな公園をお化け屋敷にみたて、小さな公園をめぐる肝試しイベントを実施。
6	DIY ものづくり公園	みんなで DIY ベンチやテラスなどを製作し、手づくり満載の秘密基地のような公園をつくる。 自由に DIY のものづくりができる工房を設置し、様々な道具をつくれるようにしてきたい。

図 4.3　具体的な企画の例

4-4 実現に向けた市民のアクション

市民協働の小規模公園や緑地の活用の本格実施に向けて、市民ワークショップのメンバーから希望者を募り、アイデアの実現に向けて試験的に取り組みをスタートしました。

現在は、小規模公園や緑地の活用に向けた○個の企画の実現に向けて、計○名の市民とともに、アクションを起こしています（図 4.4）。

※今年度末までに実現に向けた動きがでてくれば記述する。

各チームの取り組み内容	
① コミュニティハーブガーデン コミュニティガーデンの取り組みとして、食べられるハーブを育てる公園づくりを目指す。育てたハーブを使って、ハーブティーづくりをするなど、地域のみんなで集い楽しめる機会づくりを行う。	メンバーの写真
② 公園クラフトビールづくり 公園でビールの原料となるホップを育て、西東京市のオリジナルクラフトビールづくりを目指す。将来的は、地元のカフェなどでつくったビールの販売を目指す。	メンバーの写真
③ ガーデンマルシェ 地域の複数の公園にマルシェを出店し、小規模公園や緑地をめぐりながら楽しめるようなイベント開催を目指す。	メンバーの写真

図 4.4　市民のアクション

第５章　公園配置のビジョン

第５章 公園配置のビジョン

5-1 公園配置のビジョン

第３章においてとりまとめた公園配置の考え方について、具体的な公園空白地区や新設公園の位置、優先的にリニューアルを進めるみどりのシンボル拠点の位置などの位置関係が分かるように図に示しました。（図５.1）

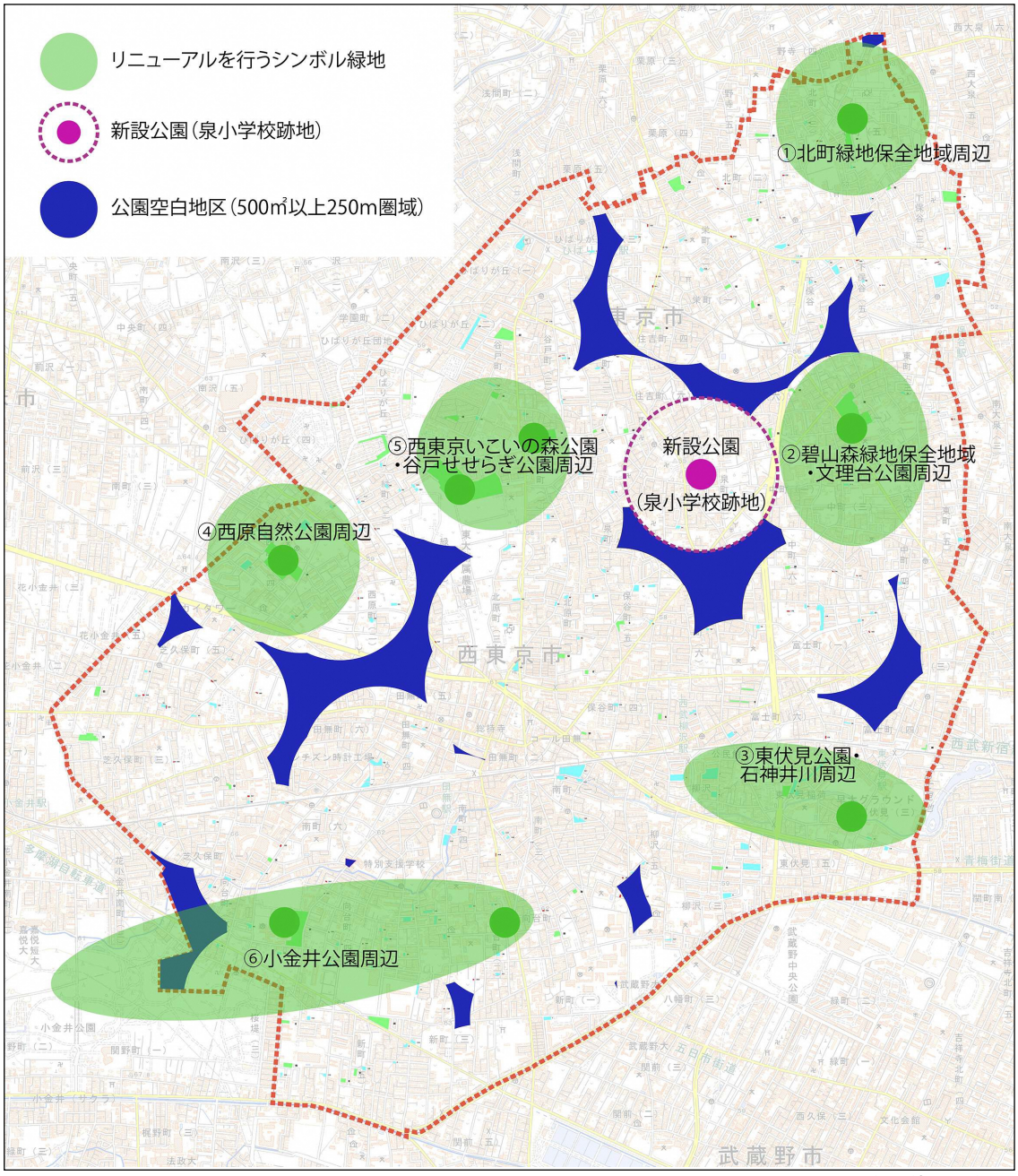

図 5.1　公園配置に関する位置関係図

このように先行的にリニューアルを進めるみどりのシンボル拠点と新設公園の整備予定である泉小学校跡地、今後優先的に整備を進めいく公園空白地区の位置関係は、比較的バランス良く配置されている状況が分かりました。

今後は、金銭納付等により得られた財源等の基金を活用し、その時にもっとも優先的に整備が必要な事項を精査し、整備を進めていくことになります。

市内全域の公園を一度にリニューアルしたり活性化することは困難ですが、市民との協働により、公園をまちの資産として、これまで通りの使い方ではない、新たな利用の方法についても共に考えていきます。

■公園配置計画の考え方のまとめ

- みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルします
- 比較的大きな公園が周辺に無いところを公園空白地区として優先的に公園の整備を進めます
- 老朽化した遊具などの施設の撤去や更新は地域のニーズにあった更新を推進します
- 老木の伐採や樹木の管理により、良質なみどりを確保します
- 市民との協働や民間活力を活用した市民サービスを推進します
- あまり利用がみられない小規模公園や緑地では市民活動の場として利用できるようにサポートや規制の緩和等を検討します
- 開発に伴う緑地を設置する必要がないと定める基準づくりや金銭納付が可能となる基準の見直し、みどり基金の活用範囲の見直しなどを行います
- 収益施設の設置やネーミングライツ等、公園を活用した収益事業を検討します

5-2 公園づくりで「健康」に

「健康」応援都市の目指す公園づくりとは、市民協働の公園づくりを通して、社会参加やつながりの機会をつくるとともに、地域の公園を拠点にまち全体の健康づくりを推進することです。

市の応援する健康とは、市民一人ひとりの身体と心の健康と、まち全体の健康の両方から成り立つものです。市民ワークショップの参加者の一人が「仲間と一緒に公園づくりの活動に取り組んでいる自分たちは、身体を動かすだけでなく、生きがいを持てたり、地域の人と交流することで、さらに「健康」になっている気がする」と話してくれました。

私たちの取り組んでいる市民協働の公園づくりは、市民一人ひとりの活動を通して、地域に運動、つながりづくり、生きがいづくり、社会参加の機会等を創出することで、少しずつ自分たちの手で生活環境を豊かなものに変えていき、まち全体の健康づくりの実現を目指すものです。公園づくりの活動に参加することは、楽しみながら自らの健康づくり、さらにまちの健康づくりに取り組むことであり、そのことが自分の人生を豊かにすることにつながります。

そのような視点から、公園づくりの活動に参加する市民を増やすために、公園のサイズごとに、「公園配置計画の基本方針」、「課題」、「解決のアイデア」をまとめました（図 5.2）。私たちは、例えば平日には子供が近所の公園を利用していたり、休日には遠くの大きな公園まで家族で遊びにでかけたり、自宅の近くにある小規模公園は利用したことがないが通勤で前を通るなど、生活の中で公園との様々な関わり方をしています。

生活の中で関わり得るそれらの公園を上手に使いこなすことで、毎日の生活をさらに豊かにしていくことはできないでしょうか。そのためには、まずは生活の中で関わる公園について、どのような整備や活用の方針を示す「公園配置計画の基本方針」が該当し、そこにどんな「課題」や「解決のアイデア」があるのかを知り、それらの公園を使いこなすことで、自分の生活を見つめ直すきっかけをつくることが必要です（図 5.2）。

これまでの公園実態調査から、市の公園は公園のサイズごとに課題や利用のされ方に傾向の違いがみられることが分かっています。そのため、市民が生活の中で自分が関わり得る公園をサイズごとにリストアップし、それらをどのように組み合わせ、活用すれば現状の生活がさらに楽しく豊かなものになるのかを考えることが大切です。市民が計画書を使って、公園を活用した豊かな生活や人生について友達や家族とともに話し合いながら、「健康」応援都市の目指す公園づくりの活動に参加してくれることを期待します。

※XS・S・M・L の区分は、平成 28 年に実施した公園実態調査のサイズ区分による

	共通	XS サイズ(100 ㎡未満) ・1～3人で使ってみよう ・30 帖のリビング	S サイズ(100～300 ㎡) ・10 人で使ってみよう ・100 帖の大広間
公園配置計画の方針		**【基本方針③】** ・老朽化した公園配置等はニーズに合った更新をしよう **【基本方針⑤】** ・小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう **【基本方針⑥】** ・財源確保の方法を検討しよう	
課題	**◆維持管理費を抑えながらできる、魅力的な公園づくりとは？** **【ハード】** ・植栽やベンチ、遊具、トイレ等の公園設備の管理をさらに充実させたものにしたい **【ソフト】** ・維持管理費を抑えながら魅力的な活用や運営ができるようにしたい ・公園づくりの活動を充実させるため情報発信を充実させていきたい	**◆活用のみられない小さな公園の使い方とは？** **【ハード】** ・ベンチや遊具など何もない公園は、使い方がイメージできない ・植栽のない緑地もあり、みどりの質を確保していきたい ・開発により小さな緑地や公園が提供される際には、地域に本当に必要なのか十分に議論していきたい **【ソフト】** ・小さい緑地や公園はほとんど使われていない ・小さすぎて公園であることが地域に認知されていない	
解決のアイデア	**◆公園で楽しく活動する人を増やそう！** **【市民ができること】** ・公園づくりの活動を実践し、活動に参加する楽しさを伝えよう ・地域のみんなで公園の使い方や運営方法を考え、実践しよう **【市民と公園管理者が協働してできること】** ・講座などを開催し、公園づくりの知識やスキルを持った市民を増やそう ・市民の公園づくりの活動のバックアップや情報発信を行おう ・みどり基金の充実やみどりの質の確保に向けて協議を行おう	**◆小さな公園をクリエイティブに使いこなそう！** **【市民ができること】** ・公園の使い方のイメージが広がるアイデア集をつくろう **【市民と公園管理者が協働してできること】** ・アイデア集をヒントに、市民のアイデアを実現していこう ・市民の公園づくりの活動や想いを地域内外に発信していこう **<アイデアの例>** ・ベンチやテラスなど DIY で公園をつくろう ・ホップを育てクラフトビールづくりを行ったり、公園に BAR をつくってみよう ・移動販売などをやってみたい事業者に貸してみよう ・ハーブや野菜等を育て食べられる地域の庭をつくろう ・ファーマーズマルシェや青空カフェをやってみよう ・小さな公園をつなぎ魅力的なウォーキングコースをつくろう	

新しい機能や使い方に転換 ←

M サイズ(300～500 ㎡) ・50 人で使ってみよう ・200 帖の球戯場(バレーボール)	L サイズ(500 ㎡～10,000 ㎡) ・100 人で使ってみよう ・300 帖の体育館以上(バスケットボール)
【基本方針③】 ・老朽化した公園配置等はニーズに合った更新をしよう **【基本方針⑥】** ・財源確保の方法を検討しよう	**【基本方針①】** ・大きな公園は個性を生かしたリニューアルをしよう **【基本方針②】** ・公園空白地区には新たな公園を設置しよう **【基本方針③】** ・老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう **【基本方針⑥】** ・財源確保の方法を検討しよう
◆地域の特性に合った公園の使い方とは？ **【ハード】** ・ベンチや遊具など公園設備や植栽の管理が行き届いていない公園がみられた **【ソフト】** ・ボール遊びや火気など公園での禁止事項が多い ・高齢化が進んでいる地域に遊具のある児童遊園があるなど地域のニーズと合っていないものもある	**◆公園をさらに使ってもらうためのしくみとは？** **【ハード】** ・「あの公園に行きたい」と思えるような個性ある魅力的な公園が少ない **【ソフト】** ・広場があるのに禁止事項が多く、公園を自由に使えない ・子育て世代から高齢者まで、幅広い世代が使いたくなる公園が少ない
◆地域で話し合いながら公園でできる活動を増やしていこう！ **【市民ができること】** ・利用がみられる公園については、ルールづくりを行い、ボール遊びなど公園でできる活動を増やそう ・スポーツゴミ拾いなど、参加したくなるような清掃イベントを実施しよう **【市民と公園管理者が協働してできること】** ・地域で話し合いながら、公園設備をリニューアルしていこう（例えば遊具を健康遊具に変更） ・農地の隣の公園は、食をテーマに収穫した野菜を食べたりできるなど地域特性を生かした活用をしよう ・公園設備リニューアルのための地域のニーズの把握を行おう	**◆公園で収益をあげる仕組みをつくろう！公園のファンやできる活動を増やそう！** **【市民ができること】** ・ルールづくりを行い、ボール遊びなど公園でできる活動を増やそう **【市民と公園管理者が協働してできること】** ・愛称をつけたり、魅力的な遊具や起伏をつくる等、公園に個性をつくろう ・公園の管理棟等を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう ・公園の活動プラグラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズ等の販売や広告収入で収益をあげる仕組みをつくろう

既存の機能や使い方を充実

図 5.2 公園のサイズごとの戦略一覧